

## 第2編 基本計画

### 現行基本計画

## 第2章 安心していきいきと暮らせるまちづくり

### 第1節 安全・安心

#### 1 防災対策

##### ●現状と課題

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は国民に大きな衝撃を与え、本格的な防災対策推進のきっかけとなりましたが、その後も新潟県中越地震、東日本大震災、台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害が毎年のようにみられることから、防災施策の重要性はより一層高まっています。

本市においても、平成25年3月に非常時優先業務の遂行の実効性を確保する「業務継続計画(震災編)」を策定するとともに、平成26年3月に「地域防災計画」の修正計画を策定し、総合的な防災体制の確立に努めています。

市内には避難場所が37か所、避難所が28か所、二次避難所(福祉避難所)が6か所指定され、災害対策用備蓄倉庫は19基設置されています(図2-1、表2-1参照)。さらに、自主防災組織として、自治会を母体とする29団体、5,757世帯が組織化を図り、活動している状況にあります(表2-2参照)。

東日本大震災を機に、安全性の確保に対する市民意識が一段と高まっており、他の自治体や関係機関との応援体制の構築とあわせて、女性や高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する人々の視点を取り入れた防災体制の構築や時間軸(タイムライン)に沿った具体的な対応の実践を検討する必要があります。

今後も、市民がより安全な日常生活を送ることができるよう、災害対策の充実など総合的な危機管理体制づくりを推進する必要があります。

図2-1 消防施設等位置図



出典 防災安全課資料

### 次期基本計画案

## 第3章 安全で快適なまちづくり

### 第1節 安全・安心

#### 1 災害対策

##### ●現状と課題

国内においては、東日本大震災以降も、平成28年熊本地震、平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、大規模地震が発生しているほか、平成24年九州北部豪雨、平成27年関東・東北豪雨、平成30年西日本豪雨など、台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害が毎年のようにみられることから、防災施策の重要性はより一層高まっています。

本市においても、令和元年台風第19号では、災害対策本部を設置し災害対応に当たりました。震災、風水害などの様々な災害に、迅速に対応できる体制づくりが必要です。

このことから、武蔵村山市地域防災計画を、東京都地域防災計画等との整合性を図りながらより現状に対応した内容に見直します。

市内には避難場所が37か所、避難所が27か所、二次避難所(福祉避難所)が7か所指定され、災害対策用備蓄倉庫は19基設置されています(図2-1、表2-1参照)。さらに、自主防災組織として、自治会を母体とする32団体、5,854世帯が組織化を図り、活動している状況にあります(表2-2参照)。

地震に対する備えに加え、近年頻発する台風等による風水害にも十分対応できるよう、各種災害に対応した防災対策を講じる必要があることから、地域防災計画の見直しに合わせ、女性や高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する人々の視点を取り入れた避難所管理運営マニュアルや備蓄計画などの策定を進め、具体的な対応に、地域の住民の意見を取り入れることにより、防災に対する市民意識の高揚を図っていく必要があります。あわせて、ペットに関する防災知識の普及啓発や、避難所でのペットの取扱いなども検討する必要があります。

また、災害対応や復興においては、共助の役割を担う自主防災組織などの地域の団体をはじめとした、市民の自主的な行動が不可欠となります。引き続き、自主防災組織の充実強化を図り、自主防災組織の結成推進が課題となっています。

図2-1 消防施設等位置図



出典 防災安全課資料

表 2-1 避難場所・避難所一覧

(平成 28 年 1 月 1 日現在)

施設名	避難場所	避難所	施設名	避難場所	避難所
1 第一小学校	□		29 総合運動公園運動場 (第二)	●	
2 第二小学校	□		30 野山北公園運動場	●	
3 第三小学校	□		31 カマキリ公園	●	
4 小中一貫校大南学園 (第七小学校)	□		32 市民総合センター		□
5 第八小学校	□		33 総合体育館		□
6 第九小学校	□		34 総合運動公園運動場 (第三)	●	
7 第十小学校	□		35 プリンスの丘公園	●	
8 雷塚小学校	□		36 横田児童遊園	●	
9 第一中学校	□		37 新大南運動広場	●	
10 第三中学校	□		38 雷塚地区会館		○
11 小中一貫校大南学園 (第四中学校)	□		39 さいかち地区会館		○
12 第五中学校	□		40 中藤地区会館		○
13 小中一貫校村山学園	□		41 三ツ木地区会館		○
14 山王森公園	●		42 大南地区会館		○
15 雷塚公園	●		43 残堀・伊奈平地区会館		○
16 オカネ塚公園	●		44 福祉会館		○
17 大南公園	●		45 第二老人福祉館		○
18 伊奈平公園	●		46 第三老人福祉館		○
19 経塚向公園	●		47 第四老人福祉館		○
20 中原公園	●		48 第五老人福祉館		○
21 大南東公園	●		49 山王森児童館		○
22 三ツ藤南公園	●		50 緑が丘ふれあいセンター		○
23 小山内運動広場	●		51 社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑		◎
24 シドメ久保運動広場	●		52 社会福祉法人武蔵村山正徳会 サンシャインホーム		◎
25 三ツ木地域運動場	●		53 東京都立村山特別支援学校		◎
26 原山地域運動場	●		54 社会福祉法人あすはの会 障害者支援施設福生第二学園		◎
27 残堀・伊奈平地域運動場	●		55 医療法人財団立川中央病院 介護老人福祉施設アルカディア		◎
28 総合運動公園運動場 (第一)	●		56 社会福祉法人恭篤会むさし村山苑		◎

□ 避難場所・避難所 ● 避難場所 ○ 避難所 ◎ 二次避難所 (福祉避難所)

出典 防災安全課資料

表 2-1 避難場所・避難所一覧

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

施設名	避難場所	避難所	施設名	避難場所	避難所
1 第一小学校	□		29 総合運動公園運動場 (第二)	●	
2 第二小学校	□		30 野山北公園運動場	●	
3 第三小学校	□		31 カマキリ公園	●	
4 小中一貫校大南学園 (第七小学校)	□		32 市民総合センター		□
5 第八小学校	□		33 総合体育館		□
6 第九小学校	□		34 総合運動公園運動場 (第三)	●	
7 第十小学校	□		35 プリンスの丘公園	●	
8 雷塚小学校	□		36 横田児童遊園	●	
9 第一中学校	□		37 新大南運動広場	●	
10 第三中学校	□		38 雷塚地区会館		○
11 小中一貫校大南学園 (第四中学校)	□		39 <del>さいかち地区会館</del>		◎
12 第五中学校	□		40 中藤地区会館		○
13 小中一貫校村山学園	□		41 三ツ木地区会館		○
14 山王森公園	●		42 大南地区会館		○
15 雷塚公園	●		43 残堀・伊奈平地区会館		○
16 オカネ塚公園	●		44 福祉会館		○
17 大南公園	●		45 第二老人福祉館		○
18 伊奈平公園	●		46 第三老人福祉館		○
19 経塚向公園	●		47 第四老人福祉館		○
20 中原公園	●		48 第五老人福祉館		○
21 大南東公園	●		49 山王森児童館		○
22 三ツ藤南公園	●		50 緑が丘ふれあいセンター		○
23 小山内運動広場	●		51 社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑		◎
24 シドメ久保運動広場	●		52 社会福祉法人武蔵村山正徳会 サンシャインホーム		◎
25 三ツ木地域運動場	●		53 東京都立村山特別支援学校		◎
26 原山地域運動場	●		54 社会福祉法人あすはの会 障害者支援施設福生第二学園		◎
27 残堀・伊奈平地域運動場	●		55 医療法人財団立川中央病院 介護老人福祉施設アルカディア		◎
28 総合運動公園運動場 (第一)	●		56 社会福祉法人恭篤会むさし村山苑		◎
			57 社会福祉法人あいの樹		◎

□ 避難場所・避難所 ● 避難場所 ○ 避難所 ◎ 二次避難所 (福祉避難所)

出典 防災安全課資料

表2-2 市内の自主防災組織一覧

(平成27年4月1日現在)

名称	結成年月	構成世帯数
1 2B自治会自主防災会	昭和59年8月	157
2 向山自治会自主防災会	昭和60年4月	47
3 伊奈平自治会自主防災会	平成7年9月	348
4 学園自治会自主防災会	平成9年4月	204
5 三ツ藤自治会自主防災会	平成10年1月	352
6 緑が丘第7自治会自主防災会	平成11年5月	219
7 日の出自治会自主防災会	平成11年7月	154
8 大南自治会自主防災会	平成12年7月	454
9 宿自治会自主防災会	平成16年3月	201
10 中村第一自治会自主防災会	平成16年8月	104
11 中村第二自治会自主防災会	平成16年8月	79
12 中村第三自治会自主防災会	平成16年8月	79
13 岸自治会自主防災会	平成17年9月	243
14 萩ノ尾自治会自主防災会	平成18年4月	171
15 上水台自治会自主防災会	平成19年10月	225
16 峰自治会自主防災会	平成19年12月	223
17 谷津自治会自主防災会	平成20年11月	188
18 大南五丁目自治会自主防災会	平成20年12月	39
19 緑が丘第9自治会自主防災会	平成21年6月	172
20 1112自治会自主防災会	平成21年10月	120
21 しののめ自治会自主防災会	平成22年3月	55
22 8B自治会自主防災会	平成22年12月	223
23 鍛冶ヶ谷戸地区自主防災会	平成23年9月	123
24 1101自治会自主防災会	平成23年10月	264
25 中原自治会自主防火防災会	平成24年9月	278
26 雷塚自治会自主防災隊	平成25年4月	215
27 緑が丘第6自治会自主防災会	平成25年7月	380
28 むさしの宿舎自主防災会	平成26年8月	240
29 神明地区自主防災会	平成26年10月	200
合計(29団体)		5,757

出典 防災安全課資料

表2-2 市内の自主防災組織一覧

(平成31年4月1日現在)

名称	結成年月	構成世帯数
1 2B自治会自主防災会	昭和59年8月	157
2 向山自治会自主防災会	昭和60年4月	45
3 伊奈平自治会自主防災会	平成7年9月	367
4 学園自治会自主防災会	平成9年4月	204
5 三ツ藤自治会自主防災会	平成10年1月	305
6 緑が丘第7自治会自主防災会	平成11年5月	219
7 日の出自治会自主防災会	平成11年7月	144
8 大南自治会自主防災会	平成12年7月	355
9 宿自治会自主防災会	平成16年3月	183
10 中村第一自治会自主防災会	平成16年8月	100
11 中村第二自治会自主防災会	平成16年8月	72
12 中村第三自治会自主防災会	平成16年8月	66
13 岸自治会自主防災会	平成17年9月	217
14 萩ノ尾自治会自主防災会	平成18年4月	163
15 上水台自治会自主防災会	平成19年10月	220
16 峰自治会自主防災会	平成19年12月	193
17 谷津自治会自主防災会	平成20年11月	166
18 大南五丁目自治会自主防災会	平成20年12月	36
19 緑が丘第9自治会自主防災会	平成21年6月	170
20 1112自治会自主防災会	平成21年10月	120
21 しののめ自治会自主防災会	平成22年3月	62
22 8B自治会自主防災会	平成22年12月	190
23 鍛冶ヶ谷戸地区自主防災会	平成23年9月	123
24 1101自治会自主防災会	平成23年10月	264
25 中原自治会自主防火防災会	平成24年9月	234
26 雷塚自治会自主防災隊	平成25年4月	196
27 緑が丘第6自治会自主防災会	平成25年7月	378
28 むさしの宿舎自主防災会	平成26年8月	255
29 神明地区自主防災会	平成26年10月	200
30 横田自治会自主防災会	平成30年6月	104
31 マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平成30年9月	207
32 原山自治会自主防災会	平成30年11月	139
合計(32団体)		5,854

出典 防災安全課資料



●関連する計画等

武蔵村山市地域防災計画（平成26年3月修正）

武蔵村山市業務継続計画（震災編）

武蔵村山市国民保護計画（計画期間：平成19年度から）

武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度から）

武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）

●施策の内容

(1) 防災対策の充実・強化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①緊急連絡体制の強化	災害時における関係機関との連絡、職員の出勤、災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。	○災害時における緊急連絡体制の強化	防災安全課
②総合防災訓練の充実等	災害時における市民一人一人の防災行動力の向上を図るため、 <u>総合防災訓練等において、実践型訓練の実施を推進します。</u> <u>また、大災害の発生を想定し、市内白地区への記入、災害情報の整理、災害対応判断・状況等を整理する災害図上訓練を引き続き実施します。</u>	○総合防災訓練の充実 <u>○防災拠点初動隊の行動力の向上</u> ○災害図上訓練の実施	防災安全課
③防災資器材・設備の充実	<u>災害時に必要な防災資器材の充実を図るため、公共施設内の備蓄倉庫に、食糧や生活必需品など男女のニーズに配慮した災害対策用備蓄物資の充実を計画的に推進します。</u>  また、 <u>阪神・淡路大震災の教訓</u> を基に、 <u>防火水槽等</u> 消防水利の整備・充実に努めます。	○災害対策用備蓄物資の計画的な購入  ○消防水利の整備	防災安全課
④情報連絡体制の充実	<u>大規模災害時には、市ホームページを災害時用に切り替え、市が収集した情報を提供します。あわせて、ツイッター等のSNSを活用し、市内の情報を収集・発信します。</u> <u>災害時に避難情報等を市民へ確実に伝達できるよう、</u>	○ホームページにおける情報提供 ○防災行政無線システム設備の充実 ◎SNSを活用した情報収集・発信 ◎公衆無線LANアクセスポイ	秘書広報課 防災安全課 総務契約課・

●関連する計画等

武蔵村山市地域防災計画（平成26年3月修正）

武蔵村山市業務継続計画（震災編）

武蔵村山市国民保護計画（平成30年度修正）

武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度から）

武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）

●施策の内容

(1) 防災対策の充実・強化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①緊急連絡体制の強化	災害時における関係機関との連絡、職員の出勤、災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。	○災害時における緊急連絡体制の強化	防災安全課
②防災訓練の充実等	<u>震災害や風水害など、様々な災害を想定した防災訓練を実施します。</u> 災害時における市民一人一人の防災行動力の向上を図るため、 <u>実践・体験型訓練の実施及び災害対策本部の運用を強化するため、</u> 災害図上訓練を実施します。	○総合防災訓練の充実 <u>◎風水害訓練の実施</u> ○災害図上訓練の実施	防災安全課
③防災資器材・設備の充実	<u>様々な災害に対応するために、必要な防災資器材の充実を図ります。</u> 公共施設内の備蓄倉庫に、 <u>乳幼児や高齢者、男女等の様々なニーズに配慮した、アレルギー対応食を含む災害時食料や生活必需品等を配備します。</u> また、 <u>過去の災害の教訓</u> を基に、 <u>断水時の消防水利確保、また生活用水の確保のための</u> 防火水槽等消防水利の整備・充実に努めます。	○ <u>様々な災害に対応するための</u> 災害対策用備蓄物資の計画的な購入 <u>◎備蓄計画の策定</u> ○消防水利(防火水槽等)の整備	防災安全課
④情報連絡体制の充実	<u>災害時の市民への情報連絡体制については、従来から活用している防災行政無線、市ホームページや市ツイッター等のSNS、緊急速報メール、協定を締結している団体等への情報発信の要請など、様々な手段を活用し情報を発信する。</u>	○ホームページ、 <u>SNS、メール配信</u> における情報提供 ○防災行政無線システム設備の充実 ○SNSを活用した情報収集・発信 ○公衆無線LANアクセスポイ	秘書広報課 防災安全課 総務契約課・

		ントの整備	関係各課		また、災害時に市民自身が情報を収集できるよう、日頃から災害時の情報入手手段の広報周知を実施するほか、防災行政無線の難聴区域の解消、 <u>新たな情報発信手段の検討</u> など、情報連絡体制の充実・強化に努めます。	ントの整備	関係各課
⑤医療救護体制の充実	医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの連絡体制の確立や <u>災害医療コーディネーターの設置により、救急医療体制の充実・強化に努めます。</u> <u>テロ災害や新型インフルエンザ等の新感染症など、新たな脅威に対応した医療救護体制の確立・充実に向け、関係機関との連携強化を図ります。</u>	○関係機関との連携強化 ◎災害医療コーディネーターの設置	防災安全課・健康推進課	⑤災害時医療救護体制の充実	医師会、歯科医師会、薬剤師会、 <u>獣医師会</u> などとの連絡体制を確立し、 <u>災害時医療救護活動拠点や緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置、運用に関する検討を進めます。</u>	○関係機関との連携強化 ○災害医療コーディネーターの設置	防災安全課・ <u>環境課</u> ・健康推進課
⑥相互応援体制の確立	東京都、周辺自治体、関係防災機関等との応援・協力体制を確立するとともに、被災者の収容など災害時における応援協定を締結し、応急救援体制の確立を推進します。  また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討するとともに、ボランティア・市民活動センターを拠点とし、ボランティアコーディネーターの育成や市外からのボランティア受入体制等の検討を進めます。	○災害ボランティア登録制度の普及  ◎災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施	防災安全課・協働推進課  協働推進課	⑥相互応援体制の確立	東京都、周辺自治体、関係防災機関等との応援・協力体制を確立します。  被災者の収容など災害時における応援協定を締結し、応急救援体制の確立を推進するとともに、 <u>既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。</u>  また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討するとともに、ボランティア・市民活動センターを拠点に、 <u>社会福祉協議会とも連携し、ボランティアコーディネーターの育成や市外からのボランティア受入体制等の検討や、災害ボランティアセンター立上げマニュアルの整備</u> を進めます。	○災害ボランティア登録制度の普及  ◎各協定締結団体等との連絡体制強化  ○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施	防災安全課・協働推進課  <u>防災安全課</u>  協働推進課
⑦避難行動要支援者支援体制の確立	避難行動要支援者の避難行動支援プラン(個別計画)を作成することにより、災害発生時において迅速・適切な避難行動が行えるよう、避難支援体制を確立します。	◎避難行動要支援者の個別計画の作成	地域福祉課・ <u>高齢福祉課</u> ・ <u>障害福祉課</u> ・ <u>防災安全課</u>	⑦避難行動要支援者支援体制の確立	避難行動要支援者の避難行動支援プラン(個別計画)を作成することにより、災害発生時において迅速・適切な避難行動が行えるよう、避難支援体制を確立します。	○避難行動要支援者の個別計画の作成及び見直し	福祉総務課・
⑧国民保護計画の推進・見直し	<u>国民保護計画をより実効性のあるものとするため、防災関係機関との連携強化を図るとともに、定期的な</u>	○防災関係機関との連携強化	防災安全課	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

	<u>見直しを行い、有事対応の体制を確立します。</u>		

## (2) 防災まちづくりの推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①ライフラインの耐震化	<u>水道、ガス、電気、通信などのライフラインの確保に向け、防災関係機関との協議により、重要設備の耐震化を促進します。</u>	○ <u>ライフライン耐震化の促進</u>	防災安全課
②避難道路の安全確保等	避難場所まで安全に避難できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等の整備に努めます。さらに、避難時の安全な誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての道路整備に努めます。	○避難道路の整備 ○緊急活動重要路線の整備	道路下水道課
③不燃化及び木造住宅耐震化の促進	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。 ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど震災に強いまちづくりを進めます。	◎第二次耐震改修促進計画の推進 ○木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進 ○生け垣設置の奨励	都市計画課 産業観光課 環境課
④避難場所・避難所の機能充実	避難場所、避難所及び二次避難所の市民への周知徹底を図るとともに、その機能の充実のため、 <u>備蓄倉庫の災害対策用備蓄物資を計画的に調達します。また、避難生</u>	○災害対策用備蓄物資の計画的な購入【再掲】 <u>◎マンホールトイレの設置</u>	防災安全課 道路下水道課

②災害廃棄物処理体制の構築	<u>自然災害に伴い発生する災害廃棄物について、円滑な処理を図るため、災害廃棄物処理計画に基づき、平常時の備えを準備し、具体的な処理体制を確立します。</u>	◎ <u>関係機関との連携強化</u> ◎ <u>災害時の廃棄物処理体制の強化</u>	<u>ごみ対策課</u>

## (2) 防災まちづくりの推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①ライフライン事業者との連携	<u>水道、ガス、電気、通信などのライフラインの事業者と連携を図るため、各種訓練への参加や、緊急時の連絡体制を確立します。</u>	○ <u>各種防災訓練へのライフライン事業者の参加</u> ○ <u>緊急連絡体制の構築</u>	防災安全課
②避難道路の安全確保等	避難場所まで安全に避難できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等の整備に努めます。さらに、避難時の安全な誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての道路整備に努めます。	○避難道路の整備 ○緊急活動重要路線の整備 <u>(主要市道第12号線の拡幅整備)</u>	道路下水道課
③不燃化及び木造住宅耐震化の促進	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図ります。 ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど震災に強いまちづくりを進めます。	○第二次耐震改修促進計画の推進 ○木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進 ○生け垣設置の奨励	都市計画課 産業観光課 環境課
④避難場所・避難所の機能充実	避難場所、避難所及び二次避難所の市民への周知徹底を図るとともに、その機能の充実のため、 <u>備蓄倉庫の災害対策用備蓄物資を計画的に購入し、備蓄します。</u> <u>また、停電に対応した資機材等を計画的に購入し、備蓄します。</u>	○災害対策用備蓄物資の計画的な購入【再掲】 ◎ <u>備蓄計画の策定【再掲】</u> ◎ <u>避難所でのペットの取扱いに関する検討</u> ○公衆無線LANアクセスポ	防災安全課 環境課・防災安全課 総務契約課・関係

	<u>活時の衛生環境を良好に保つため、マンホールトイレを設置します。</u>	◎公衆無線LANアクセスポイントの整備【再掲】	総務契約課・関係各課
⑤浸水対策の推進	都市型水害（局地的集中豪雨）への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進します。	○道路等への雨水浸透施設の設置 ○河川等のしゅんせつ ○雨水整備基本計画等の検討・推進	道路下水道課

### (3) 防災意識の高揚

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①自主防災組織の育成・強化	「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感や災害時における市民・事業者と市が一体となった地域ぐるみの防災機能・意識を向上させるため、防災資器材等の助成強化、防災施設での防災体験訓練を実施するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	○自主防災組織の結成促進と育成強化	防災安全課
②防災思想の普及	<u>家具類の転倒防止対策など家庭でできる地震対策について広報する</u> ほか、防災施設での防災体験訓練の実施、講演等の開催など様々な機会を捉えて、防災知識・思想の普及啓発に努めます。	○地震対策の広報 ○防災教育・防災訓練の充実 ◎防災士養成研修の開催 ○家具転倒防止対策の普及	防災安全課
③防災訓練の充実	<u>阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえ、市民の災害時における行動力を高めるため、市民主体による体験型防災訓練、防災講演等を実施・充実し、防災訓練等への参加者及び参加年齢層の拡大に努めます。</u>	○総合防災訓練・避難所体験訓練の実施	防災安全課

		イントの整備【再掲】	各課
⑤浸水対策の推進	都市型水害（局地的集中豪雨）への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進します。 <u>また、公共下水道（雨水）の整備を推進します。</u>	○道路等への雨水浸透施設の設置 ○河川等のしゅんせつ ○公共下水道（雨水）の整備	道路下水道課
⑥(仮称)武蔵村山市防災食育センターの整備	災害時には避難所生活者等に緊急給食を実施するための機能を備え、平常時にはその機能を有効活用して小学校給食を調理する機能を併せ持つ「(仮称)武蔵村山市防災食育センター」を整備します。	◎(仮称)武蔵村山市防災食育センターの整備	学校給食課

### (3) 防災意識の高揚

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①自主防災組織の育成・強化	「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感や災害時における市民・事業者と市が一体となった地域ぐるみの防災機能・意識を向上させるため、防災資器材等の助成強化、防災施設での防災体験訓練を実施するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	○自主防災組織の結成促進と育成強化	防災安全課
②防災思想の普及	<u>自主防災会及び消防団に対して、防災に関する一定の知識・技術を有する防災士の資格取得を助成し、養成する</u> ほか、防災施設での防災体験訓練の実施、講演等の開催など様々な機会を捉えて、防災知識・思想の普及啓発に努めます。	○防災教育・防災訓練の充実 ○防災士資格取得助成事業	防災安全課
③防災訓練の充実	<u>近年頻発化する台風等の風水害に対応するため、市の災害対策本部機能や市民の避難行動力の向上を目的とした、風水害訓練を実施します。</u> <u>過去の災害の教訓を踏まえ、市民主体による実践・体験型防災訓練、防災講演等を実施・充実し、防災意識の高揚を図ります。</u>	○総合防災訓練の充実【再掲】 ◎風水害訓練の実施【再掲】	防災安全課

(4) 治水事業の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・治水事業の推進	治水対策の充実を図るため、空堀川の <u>早期事業化</u> の促進を東京都に要請するとともに、その他の河川・水路等については、順次、改修・整備に努めます。	○空堀川の <u>早期事業化</u> の要請 ○河川・水路等の改修等	都市計画課 道路下水道課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	木造住宅耐震診断の助成件数	2 件/年(H26) (前期計画)1 件/年	10 件/年(H32) (前期計画)10 件/年
指標2	自主防災組織の結成率	53.0%(H26) (前期計画)38%	60.0%(H32) (前期計画)50%

(4) 治水事業の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・治水事業の推進	治水対策の充実を図るため、空堀川の <u>計画的な整備</u> を東京都に要請するとともに、その他の河川・水路等については、順次、改修・整備に努めます。	○空堀川の <u>整備促進</u> の要請 ○河川・水路等の改修等	都市計画課 道路下水道課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	木造住宅耐震診断の助成件数	0 件/年(R1)	10 件/年(R7)
指標2	自主防災組織の結成数	32 団体 (R1)	37 団体 (R7)
指標3	主要市道第12号線拡幅整備事業の進捗	事業中	完了

## 2 消防体制

### ●現状と課題

本市の常備消防については、東京消防庁による広域体制で実施しています。

火災は、平成 27 年には 25 件発生しています（図 2-2 参照）。

消防団は、団長、副団長以下 8 個分団及び女性部で構成され、火災発生時の消火活動や消防署隊の後方支援、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。

今後も、市民の生命及び財産の安全を確保するために、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に努める必要があります。

図 2-2 火災発生件数の推移



出典 北多摩西部消防署資料

### ●基本方針

市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。

## 2 消防体制

### ●現状と課題

本市の常備消防については、東京消防庁による広域体制で実施しています。

火災は、令和元年には 32 件発生しています（図 2-2 参照）。

消防団は、団長、副団長以下 8 個分団及び女性部で構成され、火災発生時の消火活動や消防署隊の後方支援、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。

大規模災害の発生が懸念され消防団の役割が多様化する中、消防団員数は減少傾向にあり、団員の確保と知識や技術の向上が喫緊の課題となっています。

多様な人材の消防団入団を図るためにも、消防団の知名度・イメージアップの取組みに加え、活動を限定して対応してもらう機能別消防団員の導入を検討し、活動環境の整備や処遇・装備の改善等を進める必要があります。

今後も、市民の生命及び財産の安全を確保するために、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に努める必要があります。

図 2-2 火災発生件数の推移

(各年 1 月～12 月)

グラフ作成中

年次	火災発生件数	建 物				その他
		全 焼	半 焼	部分焼	小 火	
平成 28 年	23	0	0	1	11	11
29	36	1	0	5	11	19
30	35	2	0	4	17	12
令和 元 年	32	3	1	2	14	12

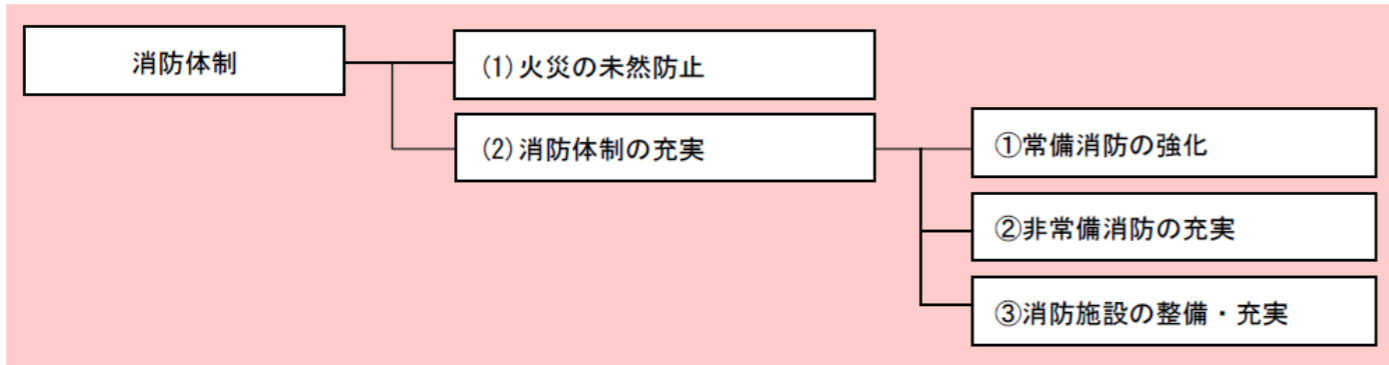
出典 北多摩西部消防署資料

### ●基本方針

市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。

また、消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 火災の未然防止

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・火災の未然防止	家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。 また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。	◎SNS等を活用した火災予防のための広報の充実 ○火災予防警戒の実施	防災安全課

(2) 消防体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①常備消防の強化	中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をより的確なものとするよう、東京都に対し、災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。	○常備消防の増強要請	防災安全課
②非常備消防の充実	地域防災の中核を担う消防団員の確保や教育訓練の実施により、 <u>消防団員の技術と資質の向上を図ります。</u>	○ <u>水防訓練、礼式訓練等の実施</u> ○消防団員の募集及び広報の充実 ◎ <u>ポンプ車操法大会の実施</u>	防災安全課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 火災の未然防止

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・火災の未然防止	家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。 また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。	○SNS等を活用した火災予防のための広報の充実 ○火災予防警戒の実施	防災安全課

(2) 消防体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①常備消防の強化	中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をより的確なものとするよう、東京都に対し、災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。	○常備消防の増強要請	防災安全課
②非常備消防の充実	地域防災の中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題であることから、 <u>消防団の知名度・イメージアップの取組みに加え、活動環境の整備や処遇の改善等に努めます。</u> また、 <u>多様な人材の活用の観点から、団員入団促進の方策を検討します。</u>	○ <u>各種訓練の実施及びポンプ車操法大会の開催</u> ○消防団員の募集及び広報の充実、 <u>処遇改善の検討</u> ◎ <u>機能別消防団員導入の検討</u> ◎ <u>計画的な資機材等の整備</u>	防災安全課

③消防施設の整備・充実	防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努め、消防車の計画的な更新を行います。	○防火水槽の整備 ○消火栓の取替、移設等 ○消防ポンプ自動車の更新 ○消防団分団車庫の整備	防災安全課
-------------	---------------------------------------	--	-------

③消防施設の整備・充実	防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努め、消防車の計画的な更新を行います。	○防火水槽の整備 ○消火栓の取替、移設等 ○消防ポンプ自動車の更新 ○消防団分団車庫の整備	防災安全課
-------------	---------------------------------------	--	-------

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	火災発生件数	30 件/年(H26) (前期計画)43 件/年	25 件以下/年(H32) (前期計画)▲5 件以上/年
指標2	震災時の消防水利(防火水槽)のメッシュ充足数	226/303(H26)	231/303(H32)

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	消防団員数(定数 210 人)	191 人(R1)	210 人(R7)
指標2	震災時の消防水利(防火水槽)のメッシュ充足数	231/303(R1)	237/303(R7)

### 3 交通安全

#### ●現状と課題

本市内の交通事故は、平成 27 年は 291 件発生しており、死傷者数は 345 人となっています。年代別にみると、20～40 歳代と 65 歳以上の死傷事故が特に多く、交通事故全体の約 3 分の 2 を占めています(表 2-3、図 2-3 参照)。

新青梅街道等の幹線道路で発生する交通渋滞を回避するため、住宅地内を通過する迂回する通過交通が多く、身近な生活空間での交通事故の危険性が高まっている状況にあります。

また、近年、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、自転車に関する交通事故の割合は増加しています。本市における平成 27 年の事故件数のうち、約 3 割は自転車に関する事故となっています。平成 27 年 6 月には道路交通法が改正され、自転車利用者の危険な運転に対する罰則も強化されています。

今後も、自転車利用者のマナーやモラルの向上、自転車が安全に走行しやすい道路環境の整備に努めるとともに、交通安全思想の普及啓発や交通安全施設の整備などを行い、交通安全対策の充実を図る必要があります。

### 3 交通安全

#### ●現状と課題

本市内の交通人身事故発生件数は、令和元年は254 件発生しており、死傷者数は301 人となっています。このうち高齢者が関与する事故件数が全体の3割強を占めており、高齢者層への安全意識の高揚と普及をより一層図る必要があります。

また、近年では交通事故の総件数は減少傾向にあるものの、本市では自転車に関する交通事故の割合が 3 割を超え、年齢を問わず高くなっています。背景としては、鉄道等の駅までの移動手段として自動車利用の機会が多いことが考えられ、道路交通法の改正の周知と合わせて、自転車利用者への安全意識の普及啓発が求められています。

さらに、子どもが犠牲となる重大交通事故も多く発生していることから、未就学児や小中学生に対して、段階的な交通安全教育を推進していくとともに、保護者や学校等の教育関係機関と連携をとり、地域の交通安全思想の高揚を図る必要があります。

今後も市内の交通事故発生件数を減少につながる活動を、関係機関と連携を図りながら効果的に推進していくとともに、交通安全施設の整備による道路環境の改善に努めてまいります。

表 2-3 交通事故発生件数の推移

(各年 1 月～12 月、単位:件・人)

年次	死亡		重傷		軽傷		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成 18 年	2	2	7	7	457	547	466	556
19	4	4	7	7	472	556	483	567
20	1	1	3	3	439	505	443	509
21	0	0	3	3	456	541	459	544
22	0	0	3	3	410	500	413	503
23	1	1	4	4	416	471	421	476
24	2	2	5	5	380	452	387	459
25	1	1	3	3	357	436	361	440
26	1	1	2	2	284	324	287	327
27	1	1	1	1	289	343	291	345

出典 東大和警察署資料

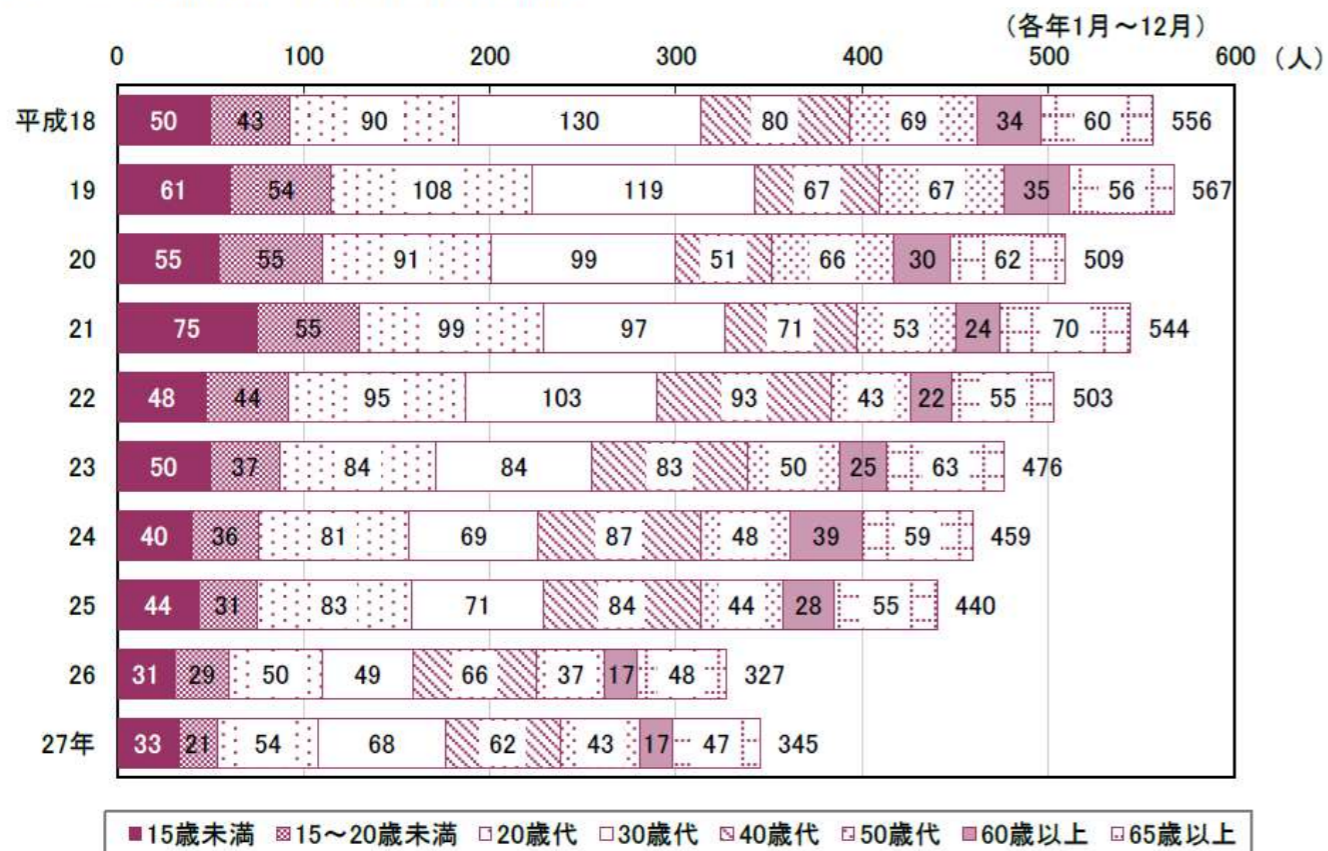
表 2-3 交通事故発生件数の推移

(各年 1 月～12 月)

年次	死亡		重傷		軽傷		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
28 年	1	1	0	0	267	322	268	323
29 年	0	0	5	5	277	331	282	336
30 年	1	1	4	5	289	352	294	358
令和元年	0	0	2	2	252	299	254	301

出典 東京都資料

図2-3 交通事故年代別死傷者数の推移



出典 東大和警察署資料

●基本方針

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

●施策の体系

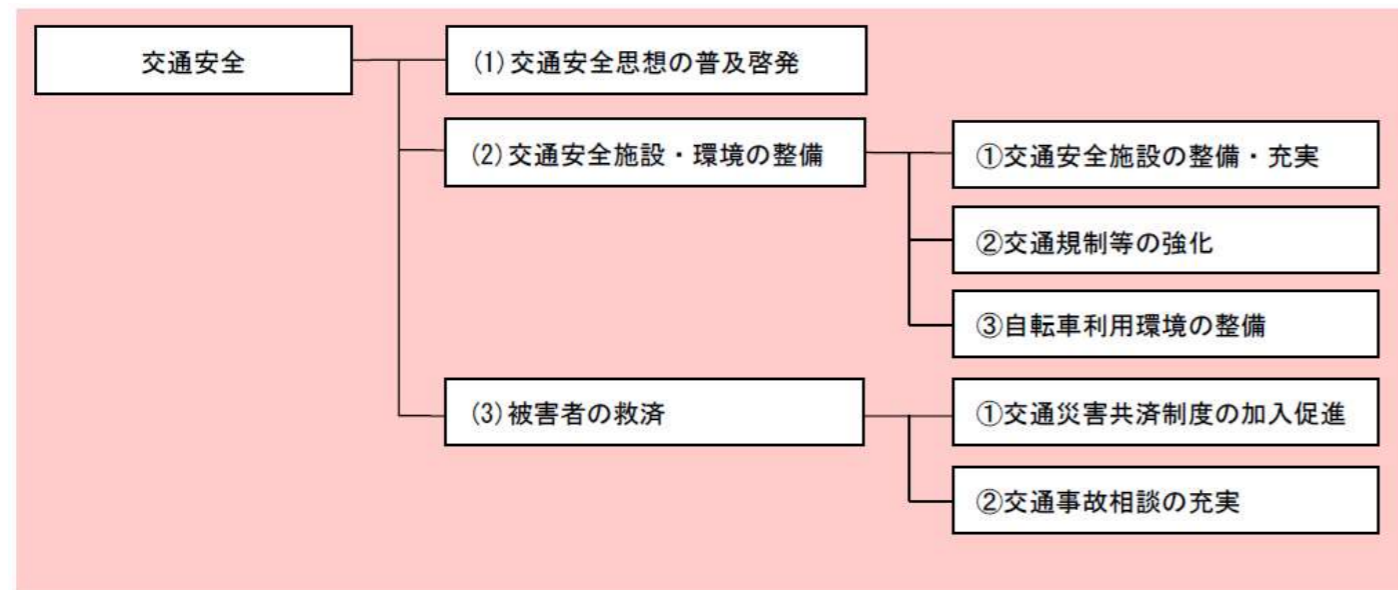


図2-3 交通事故年代別死傷者数の推移

(各年1月～12月)

グラフ作成中

年次	未就学児	小学生	中学生	(中学校卒業後) 未成年	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上	合計
平成22年	5	26	17	44	95	103	93	43	22	55	503
23	9	28	13	37	84	84	83	50	25	63	476
24	7	26	7	36	81	69	87	48	39	59	459
25	7	21	16	31	83	71	84	44	28	55	440
26	6	19	6	29	50	49	66	37	17	48	327
27	8	16	9	21	54	68	62	43	17	47	345
28	1	13	11	17	36	64	75	34	17	55	323
29	14	16	4	16	50	50	59	46	17	64	336
30	12	21	5	18	63	58	71	49	13	48	358
令和元年	7	13	7	19	37	51	50	51	10	56	301

出典 警視庁資料

●基本方針

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成



環境の整備	保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。	持管理	
-------	---	-----	--

環境の整備	保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。 <u>隣接する鉄道駅等において、関係自治体との協議を継続的に実施し、武蔵村山市民も利用しやすいような環境づくりを推進します。</u>	持管理 <u>◎関係自治体との連携</u>	
-------	---	--------------------------	--

**(3) 被害者の救済**

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①交通災害共済制度の加入促進	市民が万が一、交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減するため、交通災害共済制度の周知と加入促進に努めます。	○交通災害共済制度の周知・加入促進	防災安全課
②交通事故相談の充実	交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化に努めます。	○交通事故相談の実施	秘書広報課

**●成果指標**

	指標名	現況値	目標値
指標	交通事故(人身事故)発生件数	287 件/年(H26)	258 件/年(H32)

**(3) 被害者の救済**

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①交通災害共済制度の加入促進	市民が万が一、交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減するため、交通災害共済制度の周知と加入促進に努めます。	○交通災害共済制度の周知・加入促進	防災安全課
②交通事故相談の充実	交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化に努めます。	○交通事故相談の実施	秘書広報課

**●成果指標**

	指標名	現況値	目標値
指標 1	夏期交通防犯映画会協力団体数	13 団体(R1)	18 団体(R7)
指標 2	高齢者を対象とする交通安全啓発事業数	2 事業(R1)	4 事業(R7)

### 4 防犯対策

#### ●現状と課題

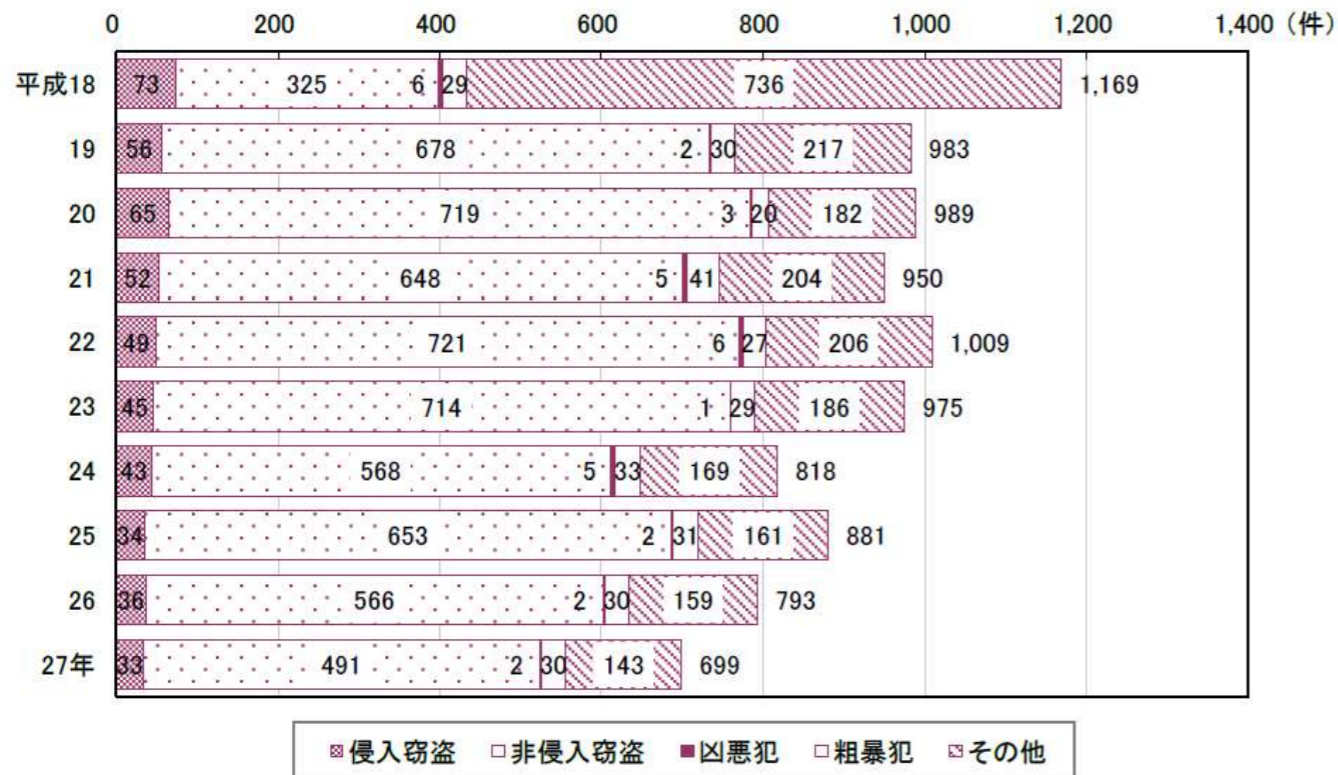
本市は、東大和警察署の管轄にあり、3 交番(村山・三ツ木・中藤)、1 駐在所(残堀)があります。

本市における犯罪認知件数は、平成 27 年は 699 件であり、ここ数年減少傾向にあります。が、空き巣や自転車盗などの身近な犯罪は依然として多い状況にあります(図 2-4 参照)。そのなかでも、近年、全国的にも振り込め詐欺等の特殊詐欺犯罪や子どもに対する暴力等の犯罪が社会問題となっており、市民に対する被害防止の啓発活動や子どもの見守り活動の強化を図る必要があります。

さらに、適切に管理されていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、平成 27 年 2 月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策の推進を図る必要があります。

図 2-4 犯罪認知件数の推移

(各年1月～12月)



出典 東大和警察署資料

#### ●基本方針

警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

### 4 防犯対策

#### ●現状と課題

本市は、東大和警察署の管轄にあり、交番が 3 か所(緑が丘・三ツ木・中藤)、駐在所が 1 か所(残堀)あります。

本市における犯罪認知件数は、令和元年は 458 件であり、ここ数年減少傾向にあります。これは、市内における防犯活動が効果的に機能しているとともに、関係機関との連携や情報共有がなされている結果であると考えられます。

しかし、社会問題となっている特殊詐欺の被害については、本市においても毎年被害が確認されており、手口が巧妙化、複雑化する中で市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現には特殊詐欺対策が課題の一つとなっています。

図 2-4 犯罪認知件数の推移

(各年1月～12月)

グラフ作成中

年次	侵入窃盗	非侵入窃盗	凶悪犯	粗暴犯	その他	合計
28年	39	385	2	18	148	592
29年	22	465	4	26	127	644
30年	16	384	2	31	105	538
令和元年	11	318	1	31	97	458

出典 警視庁資料

#### ●基本方針

警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 地域防犯活動の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 自主防犯活動の支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、 <u>自治会等による</u> 防犯パトロール活動を推進するため、防犯用品等の資器材の助成制度等を実施し、地域、学校、職場、家庭等における <u>自主</u> 防犯活動の支援を行います。 また、広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、防犯意識の高揚を図ります。	○防犯パトロールの推進 ○自主防犯活動の推進  ○子ども安全ボランティアへの支援	防災安全課  教育総務課
② 防犯、環境浄化運動の推進	市民の安全・安心の確保を図るため、民間交番における <u>防犯パトロール等</u> を推進します。 また、有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。	○民間交番の運営  ○ <u>違反広告物撤去協力員との連携による</u> 違反広告物の撤去	防災安全課  道路下水道課

(2) 防犯環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
防犯環境の整備	通学路、住宅地等におけるLED防犯灯の整備・維持管理を計画的に推進します。 また、防犯に配慮した住宅、道路、公園等を普及させることを検討するとともに、電子メールやSNS等を利用した防犯情報の提供、学校等における安全確保及び	○LED防犯灯の整備・維持管理 ○ <u>公園等のだれでもトイレへのブザー設置</u> ○街頭防犯カメラの適正な運用の促進 ◎通学路への防犯カメラの設置	道路下水道課  <u>防災安全課・環境課</u> 防災安全課 教育総務課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 地域防犯活動の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 防犯活動団体への支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下に活動している防犯協会や自主防犯組織に対し、防犯パトロール活動を推進するため、防犯用品をはじめとした資器材の助成制度等を運用し、地域、学校、職場、家庭等における防犯活動の支援を行います。 また、広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、防犯意識の高揚を図ります。	○防犯パトロールの推進 ○自主防犯活動の推進 ○ <u>防犯協会への支援</u> ○子ども安全ボランティアへの支援	防災安全課  教育総務課
② 防犯、環境浄化運動の推進	市民の安全・安心の確保を図るため、民間交番の <u>運営と青色防犯パトロール</u> を推進します。 また、有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。	○民間交番の運営 ○ <u>青色防犯パトロールの実施</u> ○違反広告物の撤去	防災安全課  道路下水道課

(2) 防犯環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
防犯環境の整備	通学路、住宅地等におけるLED防犯灯の整備・維持管理を計画的に推進します。 また、防犯に配慮した住宅、道路、公園等を普及させることを検討するとともに、電子メールやSNS等を利用した防犯情報の提供、学校等における安全確保及び	○LED防犯灯の整備・維持管理 ◎ <u>自動通話録音機の無償貸与事業の実施</u> ○街頭防犯カメラの適正な運用の促進 ○通学路への防犯カメラの設置	道路下水道課  防災安全課  教育総務課

	<p>連絡体制の強化を図ります。</p> <hr/> <p>通学路への防犯カメラの設置については、順次、計画的に整備するとともに、街頭防犯カメラの適正な運用を関係機関に要請し、防犯環境の整備に努めます。</p> <p>さらに、近年、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空家等対策に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内に所在する空家等の実態把握に努めます。</p>	◎空家等実態把握調査の実施	<u>防災安全課</u> ・課税課
--	--	---------------	-------------------

	<p>連絡体制の強化を図ります。</p> <p><u>本市でも、近年社会問題となっている特殊詐欺の被害が確認されています。そのため、啓発等の事業を実施し、特殊詐欺被害の防止を図ります。</u></p> <p>通学路への防犯カメラの設置については、順次、計画的に整備するとともに、街頭防犯カメラの適正な運用を関係機関に要請し、防犯環境の整備に努めます。</p> <p>さらに、近年、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空家等対策に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内に所在する空家等の実態把握に努めます。</p>	○空家等実態把握調査の実施	<u>都市計画課</u> ・課税課
--	--	---------------	-------------------

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	自主防犯組織の結成団体数	12 団体(H26) (前期計画)14 団体	20 団体(H32) (前期計画)20 団体
指標 2	犯罪認知件数	793 件/年(H26) (前期計画)950 件	714 件/年(H32) (前期計画)▲10%
指標 3	子ども安全ボランティアの登録者数	374 人(H26)	450 人(H32)

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	自主防犯組織の結成団体数	13 団体(R1)	20 団体(R7)
指標 2	犯罪認知件数	458 件/年(R1)	412 件/年(R7)
指標 3	子ども安全ボランティアの登録者数	374 人(H26)	450 人(H32)
<u>指標 4</u>	<u>自動通話録音機の無償貸与台数</u>	<u>0 台(R1)</u>	<u>250 台(R7)</u>

**第4章 快適で暮らしやすいまちづくり**

**第1節 都市基盤**

**6 都市づくり**

●現状と課題

多摩都市モノレールの導入想定路線である新青梅街道の沿道については、拡幅整備の実施とあわせて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向けて、平成 26 年 3 月に「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」を策定し、モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進しています。

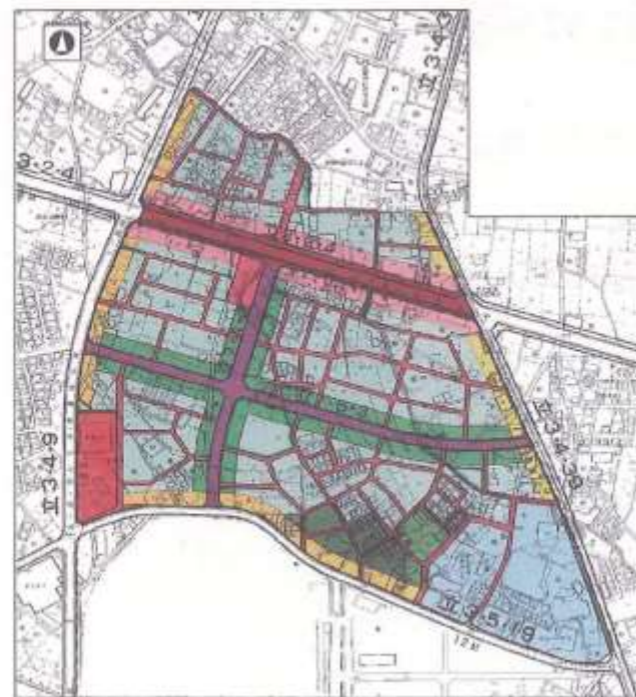
日産自動車村山工場跡地の利用は、本市の将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすため、関係機関との協議を進め、地区計画制度によるまちづくりの整備手法を導入しています。

近接する本町・榎地区では、市の中心核としてふさわしい、魅力あふれるやすらぎのまちを目指して、平成 13 年1月に立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の事業認可を受け、平成 18 年度から区画道路等の整備に着手しています(図 4-8 参照)。

魅力あるまちを創出するために、本市の中心となる本町・榎地区は拠点としてふさわしい都市機能の集積を行うとともに、その他の地域は適正な土地利用を推進し、地区の特性に応じた計画的な整備を行う必要があります。

また、横田飛行場の軍民共同使用については、これまで市民意識調査や経済波及効果などの調査を行い、その推進に努めてきましたが、今後においても国等の動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。

図 4-8 都市核地区土地区画整理事業



出典 区画整理課資料

**第3章 安全で快適なまちづくり**

**第2節 都市基盤**

**1 都市づくり**

●現状と課題

多摩都市モノレールの導入想定路線である新青梅街道の沿道については、拡幅整備の実施とあわせて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向けて、平成 26 年 3 月に策定した「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき、地区計画制度を用いたモノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進しています。

本町一丁目・榎三丁目の各一部では、市の中心核としてふさわしい、魅力あふれるやすらぎのまちを目指して、平成 13 年1月に立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の事業認可を受け、平成 18 年度から区画道路等の整備が進行中です(図 4-8 参照)。

また、隣接する村山工場跡地については、地区計画制度により都市基盤施設の整備を図るとともに、地域の活力やにぎわいの創出に資する土地利用を誘導し、多様な機能が集積する市の中心市街地としてふさわしいまちづくりを進めています。

榎二丁目地区では村山工場跡地や都市核地区の周辺整備などを考慮しつつ、安心・安全な交通ネットワーク等の充実を図り、交通・防災機能などを強化し、秩序ある市街地の形成に向けたまちづくりを進めています。

その他の地区についても、適正な土地利用を推進し、地区の特性に応じた計画的な整備を行う必要があります。

また、横田飛行場の軍民共同使用については、これまで市民意識調査や経済波及効果などの調査を行い、その推進に努めてきましたが、今後においても国等の動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。

図 4-8 都市核地区土地区画整理事業設計図



出典 区画整理課資料

## ●基本方針

新青梅街道沿道については、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもったうるおいある沿道市街地の形成を図ります。

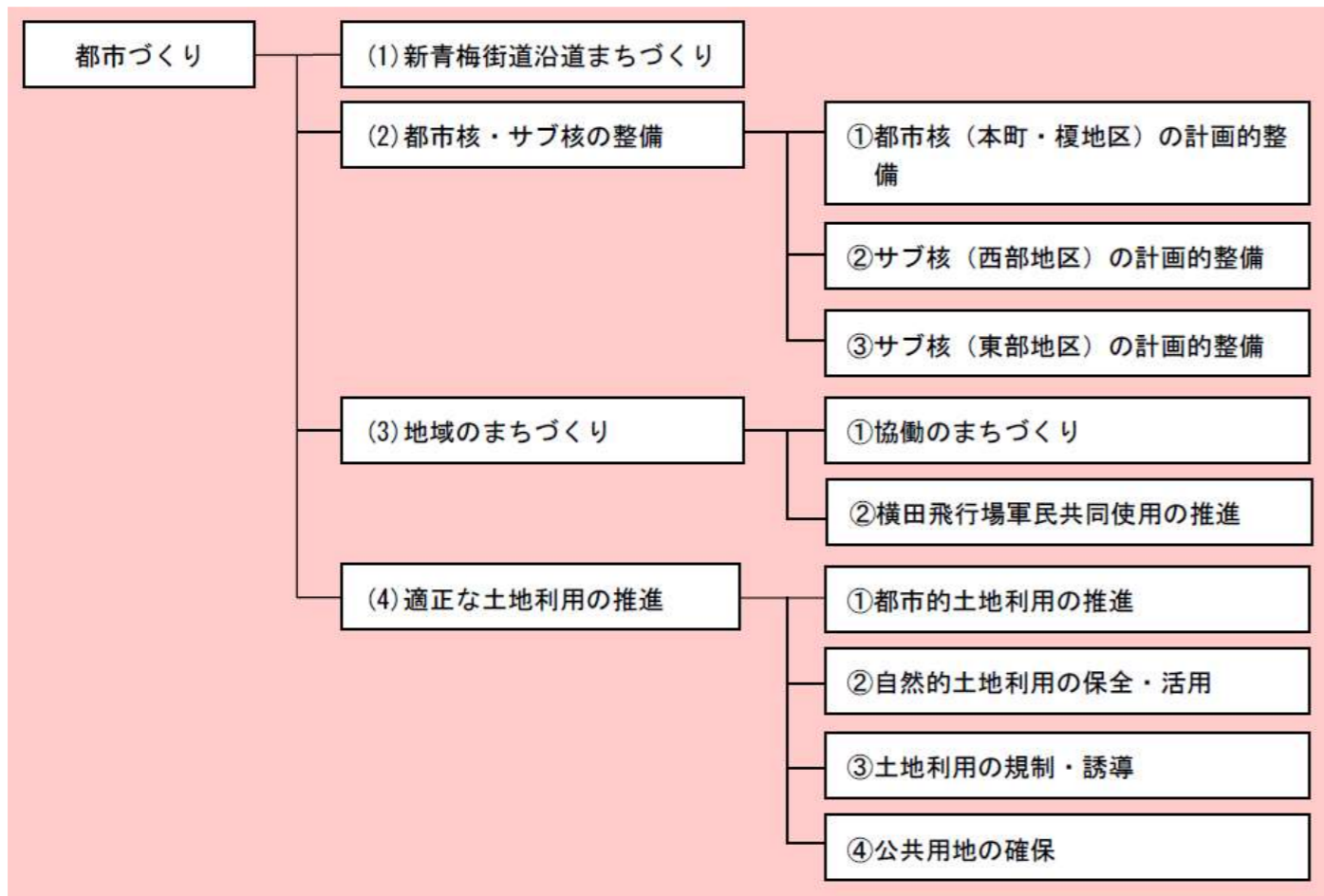
本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい\_\_\_\_\_道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、地区の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進します。

その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

なお、これらのまちづくりを推進するために、まちづくり条例を活用します。

## ●施策の体系



## ●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：平成35年）

新青梅街道沿道地区まちづくり計画

武蔵村山市第二次みどりの基本計画（計画期間：平成25年度から平成34年度まで）

## ●基本方針

新青梅街道沿道については、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもったうるおいある沿道市街地の形成を図ります。

本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい都市機能を集積し、道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

なお、これらのまちづくりを推進するために、まちづくり条例を活用します。

## ●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

## ●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：令和5年）

新青梅街道沿道地区まちづくり計画（計画期間：平成25年度から）

武蔵村山市第二次みどりの基本計画（計画期間：平成25年度から令和4年度まで）

●施策の内容

(1) 新青梅街道沿道まちづくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・新青梅街道沿道まちづくり	都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づく建築行為等に係る指導を行うとともに、拡幅整備の <b>実施と</b> あわせて、用途地域等の変更及び地区計画の策定を行い、沿道の特性に応じた_____計画的な土地利用の誘導を図ります。 また、沿道への事業所の誘導を促進するため、企業誘致制度の拡充に向けた検討を行います。	○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】 ◎用途地域等の変更及び地区計画の策定 ○企業誘致制度の拡充の検討	都市計画課  産業観光課

(2) 都市核・サブ核の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①都市核(本町・榎地区)の計画的整備	本町・榎地区においては、「まちづくり基本方針(改定)」に基づき、市の顔・シンボルとしてふさわしい、行政・医療・商業・業務等の多様な都市機能の集積や高度な土地利用、市街地の防災機能の向上を図り、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】 ○ <b>日産自動車</b> 村山工場跡地整備の推進 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	区画整理課  都市計画課
②サブ核(西部地区)の計画的整備	中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、多摩都市モノレールの市内延伸等にあわせ、地区の特性に応じた <b>計画的・効率的な整備を促進</b> します。	○西部地区整備の検討 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	都市計画課
③サブ核(東部地区)の計画的整備	緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、 <b>都営村山団地の建て替えなどの事業計画にあわせ、地区の特性に応じた計画的・効率的な整備を促進</b> します。	○都営村山団地後期計画事業の促進 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	都市計画課

●施策の内容

(1) 新青梅街道沿道まちづくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・新青梅街道沿道まちづくり	都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づく建築行為等に係る指導を行うとともに、拡幅整備の <b>進捗等</b> にあわせて、用途地域等の変更及び地区計画の策定を行い、沿道の特性に応じた、 <b>モノレール沿線にふさわしい</b> 計画的な土地利用の誘導を図ります。 また、沿道への事業所の誘導を促進するため、企業誘致制度の拡充に向けた検討を行います。	○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用 ○用途地域等の変更及び地区計画の策定 ○企業誘致制度の拡充の検討	都市計画課  産業観光課

(2) 都市核・サブ核の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①都市核(本町・榎地区)の計画的整備	本町・榎地区においては、「まちづくり基本方針(改定)」に基づき、市の顔・シンボルとしてふさわしい、行政・医療・商業・業務等の多様な都市機能の集積や高度な土地利用、市街地の防災機能の向上を図り、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】 ○村山工場跡地整備の推進 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	区画整理課  都市計画課
②サブ核(東部地区)の計画的整備	緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、 <b>都営村山団地後期計画事業の計画的な実施を東京都に要請するとともに、多摩都市モノレール延伸を見据え、市民生活を支援する商業・サービス機能などの集積について検討</b> します。	○都営村山団地後期計画事業の促進 ◎ <b>関連施設用地の機能検討</b> ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	都市計画課
③サブ核(西部地区)の計画的整備	中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、多摩都市モノレールの市内延伸等にあわせ、地区の特性に応じた整備を <b>検討</b> します。	○西部地区整備の検討 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	都市計画課

(3) 地域のまちづくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①協働のまちづくり	まちづくりにおいては、市民、事業者及び市の三者が目標を共有し、それぞれの役割の下にまちづくり計画などを定め、協働のまちづくりを推進します。	○まちづくり条例の運用	都市計画課
②横田飛行場軍民共同使用の推進	横田基地の整理・縮小・全面返還の過程として軍民共同使用を推進することは、モノレールの市内早期延伸の実現や基地周辺地域の活性化に資することから、国等の動向を的確に把握し、新たな展開に適切に対応します。  また、軍民共同使用に際しては、周辺地域への騒音の影響を最小限にとどめるため、国等の関係機関に対し、騒音対策の実施を要請します。	○横田飛行場軍民共同使用に関する情報収集等	企画政策課

(4) 適正な土地利用の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①都市的土地利用の推進	市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。  <u>日産自動車</u> 村山工場跡地内では、地区計画制度等により計画的な都市基盤整備を推進します。  また、 <u>榎二丁目地区(跡地東側地区)</u> についても <u>日産自動車</u> 村山工場跡地等と <u>整合した</u> 計画的なまちづくりの <u>検討</u> を進めます。	○ <u>日産自動車</u> 村山工場跡地整備の推進【再掲】 ○榎地区まちづくりの <u>検討</u> 【再掲】	都市計画課

(3) 地域のまちづくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①協働のまちづくり	まちづくりにおいては、市民、事業者及び市の三者が目標を共有し、それぞれの役割の下にまちづくり計画などを定め、協働のまちづくりを推進します。	○まちづくり条例の運用	都市計画課
②横田飛行場軍民共同使用の推進	横田基地の整理・縮小・全面返還に向けた過程の <u>一つ</u> として軍民共同使用を推進することは、モノレールの市内早期延伸の実現や、 <u>人の交流や物流の拡大による</u> 基地周辺地域の活性化に資することから、国等の動向を的確に把握し、新たな展開に適切に対応します。  また、軍民共同使用に際しては、周辺地域への騒音等の影響を最小限にとどめるため、国や関係機関等に対し、騒音対策の実施を要請します。	○横田飛行場軍民共同使用に関する情報収集等	企画政策課

(4) 適正な土地利用の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①都市的土地利用の推進	市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。  村山工場跡地内では、地区計画制度等により計画的な都市基盤整備を推進します。  また、榎地区( <u>榎一丁目の一部及び榎二丁目</u> )についても村山工場跡地等の <u>整備を考慮した交通ネットワークの充実をはじめ</u> 計画的なまちづくりを進めます。	○村山工場跡地整備の推進【再掲】 ○榎地区まちづくりの <u>推進</u>	都市計画課

②自然的土地利用の保全・活用	市民の憩いや潤いの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、みどりや環境の保全と有効活用を図ります。	○第二次みどりの基本計画の推進【再掲】	環境課
③土地利用の規制・誘導	一定規模のまとまった土地利用転換が行われる際には、モノレール延伸を見据えた新たな土地利用を検討し、地区計画等を活用した活力と秩序ある土地利用を誘導します。	○地区計画制度等の活用【再掲】 ○まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課
④公共用地の確保	市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。	○都市計画道路等事業用地の確保	都市計画課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	都市核地区土地区画整理事業の進捗率	<u>36.2%(H26)</u> <u>(前期計画)11.4%</u>	<u>100%(H32)</u> <u>(前期計画)65%</u>

②自然的土地利用の保全・活用	市民の憩いや潤いの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、みどりや環境の保全と有効活用を図ります。	○第二次みどりの基本計画の推進	環境課
③土地利用の規制・誘導	一定規模のまとまった土地利用転換が行われる際には、モノレール延伸を見据えた新たな土地利用を検討し、地区計画等を活用した活力と秩序ある土地利用を誘導します。	○地区計画制度等の活用【再掲】 ○まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課
④公共用地の確保	市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。	○都市計画道路等事業用地の確保	都市計画課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	都市核地区土地区画整理事業の進捗率	<u>70.0%(R1)</u>	<u>100%(R6)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

2 道路

●現状と課題

道路は、文化的な都市生活や機能的な都市活動を行うための重要な都市基盤施設としての役割を持つほか、災害発生時における避難路や延焼を遮断するなど多面的な機能があります。

本市の道路ネットワークは、平成 27 年 4 月 1 日現在、都道 6 路線(延長約 19km)、市道 1,254 路線(延長約 252km)で形成されています(表 4-1 参照)。

市道については、幅員 4m未満の狭あい道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも、近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています(図 4-3 参照)。

望ましい道路ネットワークを形成する上で必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和 36 年に 10 路線、以後 2 路線を加えて、延長 25,808mが都市計画決定されており、平成 27 年 4 月 1 日現在で全体の 50.4%が供用されています(図 4-4、表 4-3 参照)。

表 4-1 道路の整備状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	路線数	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	舗装率(%)	
				舗装延長	舗装面積
都道	6	18,955	276,982	100.0	100.0
市道	1,254	251,853	1,267,306	72.0	84.6
合計	1,260	270,808	1,544,288		

(注) 都道は平成 26 年 4 月 1 日現在の数値

出典 道路下水道課資料

表 4-2 幅員別道路延長及び面積の推移 (各年 4 月 1 日現在、単位:延長m・面積m<sup>2</sup>)

路面区分	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
10m以上	26,063	345,282	26,276	348,309	26,265	346,243	26,258	348,158	26,258	348,158
9m~10m未満	2,345	21,532	2,344	21,511	2,344	21,511	2,344	21,511	2,344	21,511
6m~9m未満	30,358	292,736	30,434	293,190	30,925	296,630	31,093	297,670	31,229	298,561
5m~6m未満	26,887	143,914	27,329	146,284	27,448	146,881	27,456	146,947	27,549	147,441
4m~5m未満	39,183	174,141	39,326	174,955	39,364	175,339	39,386	175,412	39,422	175,624
3m~4m未満	57,910	215,730	57,650	214,793	57,607	214,696	57,755	215,067	57,601	214,522
2m~3m未満	33,720	91,698	33,679	91,583	33,371	90,656	33,265	90,335	33,155	90,038
2m未満	34,491	61,816	34,354	61,551	34,272	61,397	34,280	61,432	34,295	61,451
合計	250,957	1,256,849	251,392	1,262,176	251,596	1,265,353	251,837	1,266,532	251,853	1,267,306

出典 道路下水道課資料

2 道路

●現状と課題

道路は、文化的な都市生活や機能的な都市活動を行うための重要な都市基盤施設としての役割を持つほか、災害発生時における避難路や延焼を遮断するなど多面的な機能があります。

本市の道路ネットワークは、令和 2 年 4 月 1 日現在、都道 6 路線(延長約 19km)、市道 1,262 路線(延長約 253km)で形成されています(表 4-1 参照)。

市道については、幅員 4m未満の狭あい道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも、近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています(表 4-2、図 4-3 参照)。

望ましい道路ネットワークを形成するために必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和 36 年に 10 路線、以後 2 路線を加えて、延長 25,808mが都市計画決定されており、平成 31 年 4 月 1 日現在で全体の 51.1%が供用されています(図 4-4、表 4-3 参照)。

表 4-1 道路の整備状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	路線数	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	舗装率(%)	
				舗装延長	舗装面積
都道	6	18,971	279,103	100	100
市道	1,262	253,406	1,282,766	72	85
合計	1,268	272,377	1,561,869		

(注) 都道は平成 31 年 4 月 1 日現在の数値

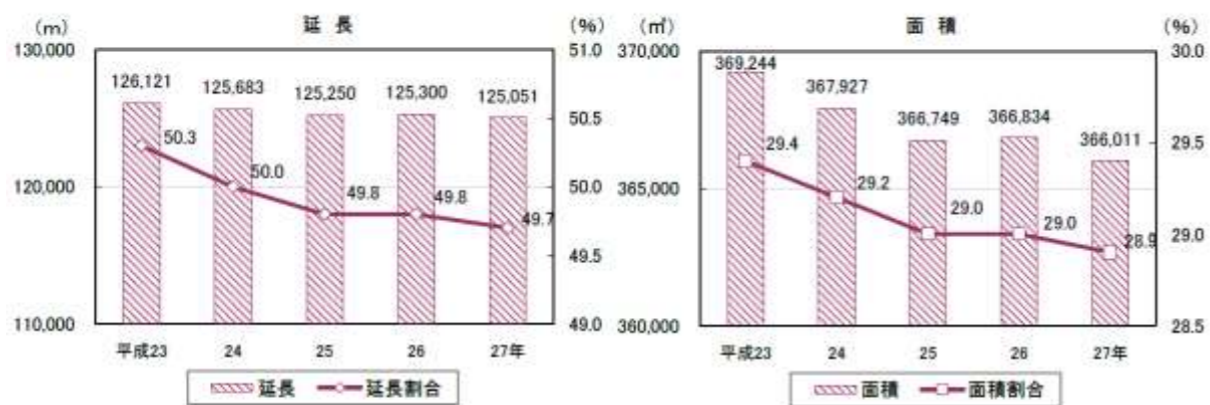
出典 道路下水道課資料

表 4-2 幅員別道路延長及び面積の推移 (各年 4 月 1 日現在、単位:延長m・面積m<sup>2</sup>)

路面区分	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年		令和 2 年	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
10m以上	26,255	348,129	26,257	348,367	26,321	349,038	26,321	348,986	26,441	350,761
9m~10m未満	2,415	22,245	2,415	22,244	2,415	22,244	2,415	22,244	2,415	22,244
6m~9m未満	31,417	209,759	31,714	211,596	32,706	218,204	32,847	219,101	32,861	219,282
5m~6m未満	27,534	147,346	27,659	148,016	28,162	150,600	28,452	152,148	28,682	153,420
4m~5m未満	39,380	175,447	39,450	175,826	39,490	176,071	39,629	176,641	39,646	176,631
3m~4m未満	57,505	214,168	57,145	212,705	56,963	211,852	56,737	210,949	56,665	210,778
2m~3m未満	33,111	89,929	33,046	89,708	33,046	89,736	32,923	89,399	32,850	89,201
2m未満	34,274	61,403	34,281	61,409	34,237	61,327	34,105	61,062	33,846	60,449
合計	251,891	1,268,426	251,967	1,269,871	253,340	1,279,072	253,429	1,280,530	253,406	1,282,766

出典 道路下水道課資料

図4-3 狭あい道路（幅員4m未満）の推移



(注) 延長割合: 市内全体の道路延長に対する狭あい道路の延長割合  
面積割合: 市内全体の道路面積に対する狭あい道路の面積割合

出典 道路下水道課資料

図4-3 狭あい道路（幅員4m未満）の推移

グラフ作成中

延長

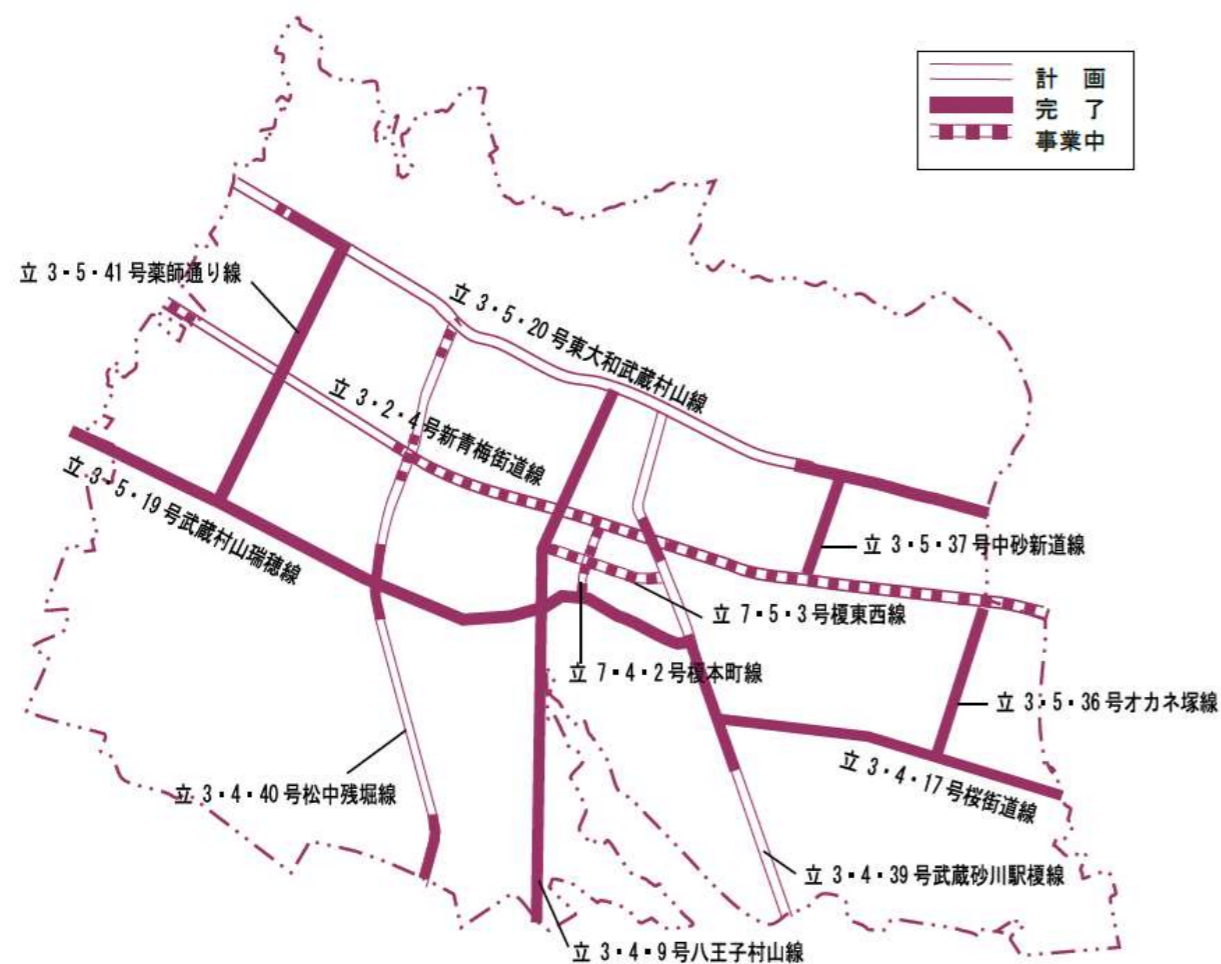
平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
124,890	124,472	124,246	123,765	123,361
49.6%	49.4%	49.0%	48.8%	48.7%

面積

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
365,500	363,822	362,915	361,410	360,428
28.8%	28.7%	28.4%	28.2%	28.1%

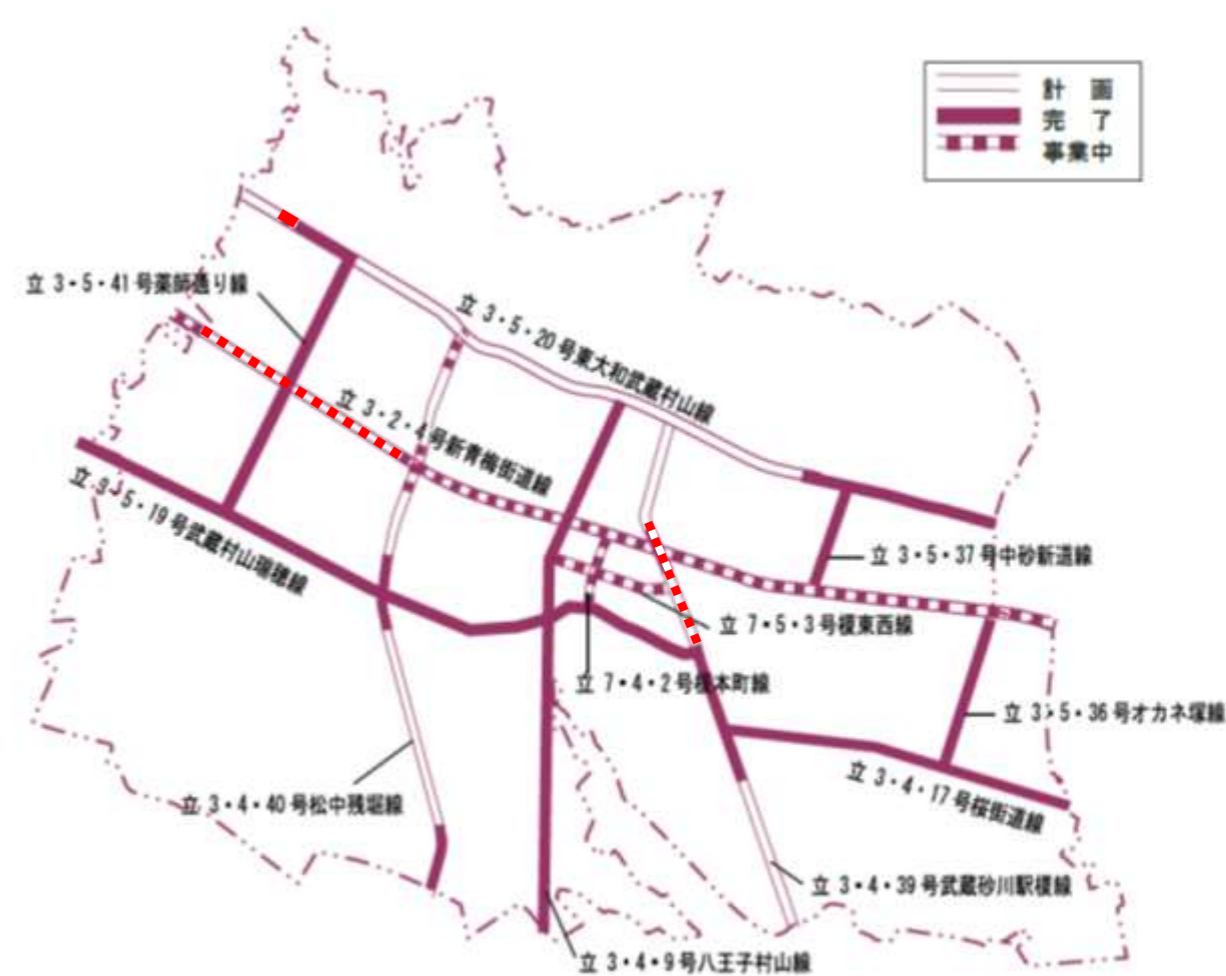
出典 道路下水道課資料

図4-4 都市計画道路網図（平成28年2月末日現在）



出典 都市計画課資料

図4-4 都市計画道路網図（平成31年4月1日現在）



出典 都市計画課資料

表4-3 都市計画道路の整備状況

(平成27年4月1日現在)

路線名	幅員 (m)	計画決定延長 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立3・2・4号 新青梅街道線	30 (18)	4,619	0 (4,619)	0.0 (100.0)
立3・4・9号 八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立3・4・17号 桜街道線	12~16	1,770	1,770	100.0
立3・4・39号 武蔵砂川駅複線	12~16	2,772	658	13.5
立3・4・40号 松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立3・5・19号 武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立3・5・20号 東大和武蔵村山線	12	4,077	1,166	28.6
立3・5・36号 オカネ塚線	16	820	820	100.0
立3・5・37号 中砂新道線	12	530	530	100.0
立3・5・41号 薬師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立7・4・2号 榎本町線	16~18	340	0	0.0
立7・5・3号 榎東西線	14	620	0	0.0
全12路線 合計		25,808	13,020 (17,639)	50.4 (68.3)

(注) 完成延長は供用開始済み延長を指す(交差点すいすいプラン事業による工事完了延長を含む)

出典 都市計画課資料

●基本方針

交通渋滞を緩和し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

●施策の体系

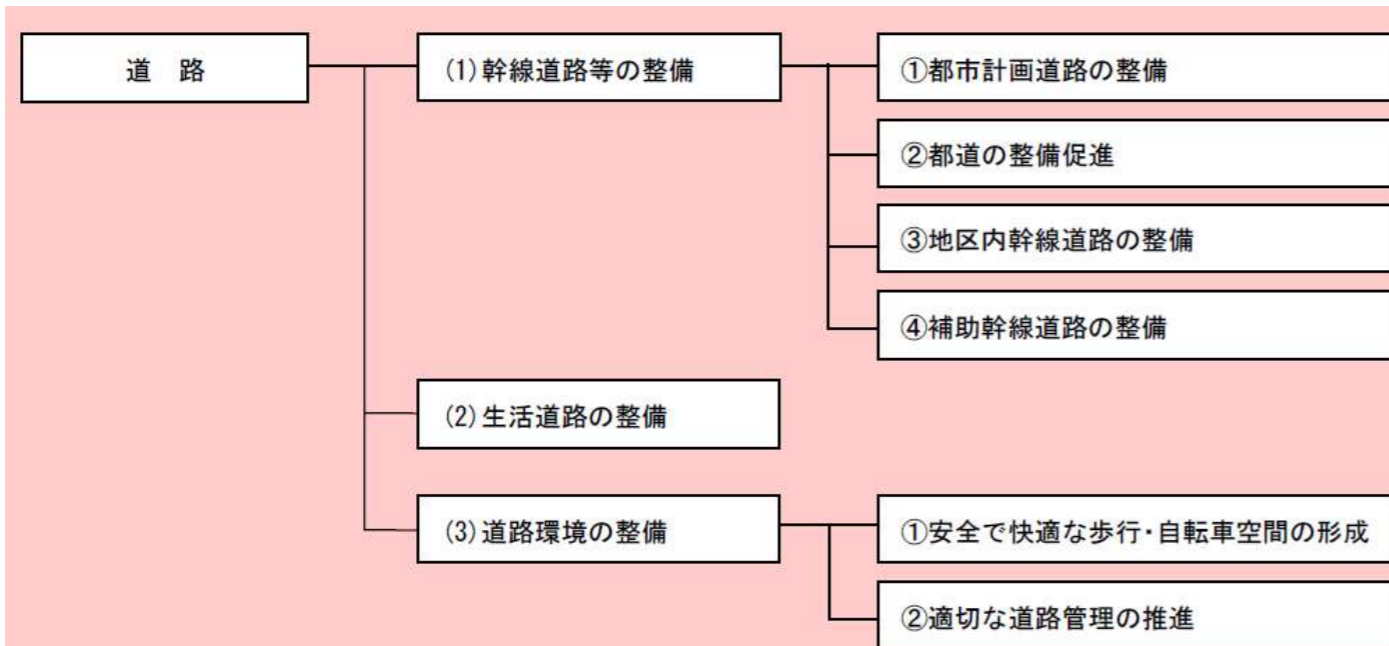


表4-3 都市計画道路の整備状況

(平成31年4月1日現在)

路線名	幅員 (m)	計画延長決定 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立3・2・4号 新青梅街道線	30 (18)	4,619	0 (4,619)	0.0 (100.0)
立3・4・9号 八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立3・4・17号 桜街道線	12~16	1,770	1,770	100.0
立3・4・39号 武蔵砂川駅複線	12~16	2,772	658	13.5
立3・4・40号 松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立3・5・19号 武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立3・5・20号 東大和武蔵村山線	12	4,077	1,334	32.7
立3・5・36号 オカネ塚線	16	820	820	100.0
立3・5・37号 中砂新道線	12	530	530	100.0
立3・5・41号 薬師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立7・4・2号 榎本町線	16~18	340	0	0.0
立7・5・3号 榎東西線	14	620	0	0.0
全12路線 合計		25,808	13,188 (17,807)	51.1 (69.0)

(注) 完成延長は供用開始済み延長を指し () 内は交差点すいすいプランによる工事完了延長を含む数値

●基本方針

交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：平成35年）  
 新青梅街道沿道地区まちづくり計画  
 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（計画期間：平成28年度から平成37年度まで）

●施策の内容

(1) 幹線道路等の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①都市計画道路の整備	交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で優先整備路線に定められた路線の整備に努めます。 <u>また、整備済みの都市計画道路は、良好な道路機能を維持するため、計画的な改修を行います。</u>	○東大和武蔵村山線整備の推進 ○松中残堀線整備の促進 ○武蔵砂川駅複線整備の促進  ○榎本町線及び榎東西線整備の推進 <u>○整備済みの都市計画道路の改修</u>	都市計画課    区画整理課 <u>道路下水道課</u>
②都道の整備促進	朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第3次交差点すいすいプラン」による交差点改良の早期整備、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を引き続き東京都に要請します。 また、多摩都市モノレールの導入空間となる新青梅街道の早期拡幅整備を引き続き東京都に要請します。	○第3次交差点すいすいプランの促進 ○新青梅街道拡幅整備の促進	都市計画課
③地区内幹線道路の整備	都市核地区及び榎地区の幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。	○榎地区まちづくりの <u>検討</u> ○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	都市計画課 区画整理課
④補助幹線道路の整備	幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。	○主要市道の整備	都市計画課・ 道路下水道課

●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：令和5年）  
 新青梅街道沿道地区まちづくり計画（計画期間：平成25年度から）  
 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（計画期間：平成28年度から令和7年度まで）

●施策の内容

(1) 幹線道路等の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①都市計画道路の整備	交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で優先整備路線に定められた路線の整備に努めます。	○武蔵砂川駅複線整備の促進 ○東大和武蔵村山線整備の推進 ○松中残堀線整備の促進  ○榎本町線及び榎東西線整備の推進	都市計画課    区画整理課
②都道の整備促進	朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第3次交差点すいすいプラン」による交差点改良の早期整備、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を引き続き東京都に要請します。 また、多摩都市モノレールの導入空間となる新青梅街道の早期拡幅整備を引き続き東京都に要請します。	○第3次交差点すいすいプランの促進 ○新青梅街道拡幅整備の促進	都市計画課
③地区内幹線道路の整備	都市核地区及び榎地区の幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。	○榎地区まちづくり <u>事業の推進</u> ○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	都市計画課 区画整理課
④補助幹線道路の整備	幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。	○主要市道の整備	都市計画課・ 道路下水道課

(2) 生活道路の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生活道路の整備	市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路の体系的な整備計画を策定し、整備を推進するとともに、隅切りの整備を含めた交差点の改良など、交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。	○主要市道及び一般市道の整備 ○市道隅切等の整備 ○コミュニティ道路の研究 ◎狭あい道路拡幅整備計画の策定	道路下水道課

(3) 道路環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①安全で快適な歩行・自転車空間の形成	道路の舗装、改良に当たっては、舗装の機能性の向上、歩道の確保、街路樹の植栽などにより、安全でゆとりのある歩行空間の整備を推進します。 既存の歩道については、バリアフリー化など高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。 <u>また、自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。</u>	○歩道改良整備の検討 ○自転車空間の整備の推進	道路下水道課
②適切な道路管理の推進	良好な道路機能を維持するため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持管理に努めます。	○道路の適正な維持管理	道路下水道課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	狭あい道路の割合(延長)	<u>49.8%(H26)</u> <u>(前期計画)50.8%</u>	<u>45.0%以下(H32)</u> <u>(前期計画)50%</u>

(2) 生活道路の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生活道路の整備	市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路の体系的な整備計画を策定し、整備を推進するとともに、隅切りの整備を含めた交差点の改良など、交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。	○主要市道及び一般市道の整備 ○市道隅切等の整備 ○コミュニティ道路の研究 ○狭あい道路拡幅整備計画の策定	道路下水道課

(3) 道路環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①安全で快適な歩行・自転車空間の形成	道路の舗装、改良に当たっては、舗装の機能性の向上、歩道の確保、街路樹の植栽などにより、安全でゆとりのある歩行空間の整備を推進します。 既存の歩道については、バリアフリー化など高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。	○歩道改良整備の検討 ○自転車空間の整備の推進	道路下水道課
②適切な道路管理の推進	良好な道路機能を維持するため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持管理に努めます。	○道路の適正な維持管理 ◎法定点検の実施	道路下水道課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	狭あい道路の割合(延長)	<u>48.7%(R2)</u>	<u>45.0%以下(R7)</u>
指標 2	<u>主要市道第12号線拡幅整備事業の進捗</u>	<u>実施中</u>	<u>完了</u>

### 4 住宅・宅地

#### ●現状と課題

日産自動車村山工場跡地の複地区周辺においては大規模な土地利用転換が行われ、近接する榎三丁目地区、本町一丁目地区の一部では、「都市核地区土地区画整理事業」を施行しています。

本市には、昭和 41 年に入居を開始した都営村山団地をはじめ、公団住宅・公営住宅が多く立地しています(表 4-5、表 4-6 参照)。

本市の住宅の傾向は、種類別住宅では一戸建てが 61.6%、構造別住宅では防火木造と木造を含めると 65.6%、持家が 61.6%と依然として都心近郊の立地条件から、戸建の住宅地の開発が進行し、一部地域では、都市基盤整備が未整備なまま宅地化が進行し、スプロール化の問題が生じています(図 4-6 参照)。

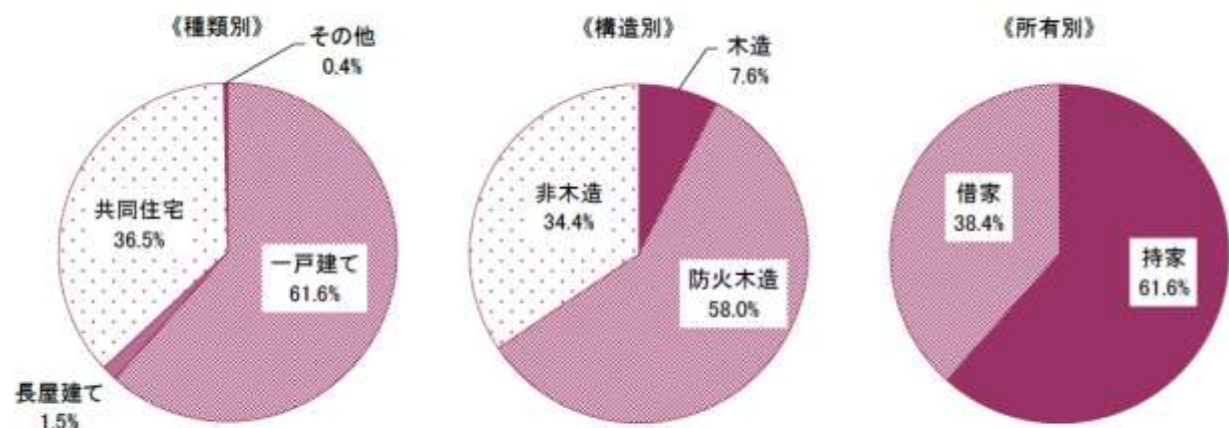
他方、高齢化や人口減少の進展により、適切に管理されていない空家等が増加する傾向にあるため、空家等及びその跡地の有効活用の検討を進める必要があります。

また、東日本大震災を機に、旧耐震基準による住宅の安全性の確保が急務となっており、地震による被害から市民の生命と財産を守るため、震災に強いまちづくりを進める必要があります。

さらに、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住まいの確保も課題となっています。

今後も、災害に強い良好な住環境や住まいを確保するため、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。

図 4-6 住宅の現状



出典 平成 25 年住宅・土地統計調査

### 3 住宅・宅地

#### ●現状と課題

本市中部の複地区周辺においては、村山工場跡地の大規模な土地利用転換が行われ、近接する榎三丁目、本町一丁目の各一部では、「都市核地区土地区画整理事業」を施行しています。

市東部の緑が丘地区には、都内最大級の都営住宅である都営村山団地があり、現在、老朽化に伴う建替事業が進行中です(表 4-5、表 4-6 参照)。

本市の住宅の傾向は、種類別住宅では一戸建てが 61.7%、構造別住宅では防火木造と木造合わせると 64.1%、持家が 64.4%と、都心近郊のベッドタウンとしての特徴が表れています(図 4-6 参照)。戸建を中心とした住宅地の開発が現在も進行しており、一部地域では、都市基盤が未整備なまま宅地化が進行し、スプロール化の問題が生じています。

他方、高齢化や人口減少の進展により、適切に管理されていない空家等が増加する傾向にあるため、空家等及びその跡地の有効活用の検討を進める必要があります。

また、東日本大震災以降も各地で多発する大規模地震を受けて、旧耐震基準による住宅の安全性の確保が急務となっており、地震による被害から市民の生命と財産を守るため、震災に強いまちづくりを進める必要があります。

さらに、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住まいの確保も課題となっています。

これらのことを踏まえ、今後も、災害に強い良好な住環境や住まいを確保するため、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。

図 4-6 住宅の現状

#### グラフ作成中

種類別		構造別		所有別	
一戸建て	18,050 (61.7%)	木造	2,580 (8.8%)	持家	17,920 (64.4%)
長屋建て	460 (1.6%)				
共同住宅	10,520 (36.0%)	防火木造	16,150 (55.3%)	借家	9,910 (35.6%)
		非木造	10,500 (35.9%)		
その他	200 (0.7%)				

平成 30 年住宅・土地統計調査

表4-5 都営住宅の概要

(平成28年1月1日現在)

名称	敷地面積 (ha)	総戸数	建替事業期	階	区分	棟数	戸数
都営住宅 村山団地	48.4	5,073		5階建	10戸建	10	100
					20 "	3	60
					24 "	2	48
					25 "	1	25
					28 "	4	112
					30 "	9	270
					40 "	29	1,160
					50 "	7	350
					60 "	1	60
					第1期	1	260
					第2期	6	468
					第3期	9	878
					第4期-1	2	166
					第4期-2	5	642
					第4期-3①	2	230
第4期-3②	2	244					

(注) 戸数は、建物の住戸数であり居住者の入居戸数ではない。

(注) 既存住宅のうち、閉鎖住宅740戸含む。

出典 都市計画課・東京都都市整備局資料

表4-6 市営住宅の概要

(平成28年1月1日現在)

名称	敷地面積 (ha)	戸数	階	建設年
市営中央住宅	0.19	12	2階建	平成元年
市営三ツ木住宅	0.20	10	2階建	昭和63年
市営本町住宅	0.43	2	平家建	昭和31年

出典 企画政策課資料

●基本方針

住宅・宅地については、自然環境に配慮し、地域の特性を生かした災害に強い良好な住環境の整備を推進するとともに、高齢者、障害のある人の住まいの確保に努めます。

表4-5 都営住宅の概要

(令和2年1月1日現在)

名称	敷地面積 (ha)	総戸数	建替事業期	階	区分	棟数	戸数	
都営住宅 村山団地	48.4	4,968		5階建	10戸建	4	40	
					20 "	1	20	
					24 "	2	48	
					25 "	1	25	
					28 "	4	112	
					30 "	5	150	
					40 "	16	640	
					50 "	7	350	
					60 "	1	60	
					中期	第1期	1	260
						第2期	6	468
						第3期	9	878
						第4期-1	2	166
						第4期-2	5	642
						第4期-3①	2	230
第4期-3②	2	244						
後期	第1期-1	4	400					
	第1期-2	2	235					

(注) 戸数は、建物の住戸数であり居住者の入居戸数ではない。

出典 東京都住宅政策本部資料

表4-6 市営住宅の概要

(令和2年1月1日現在)

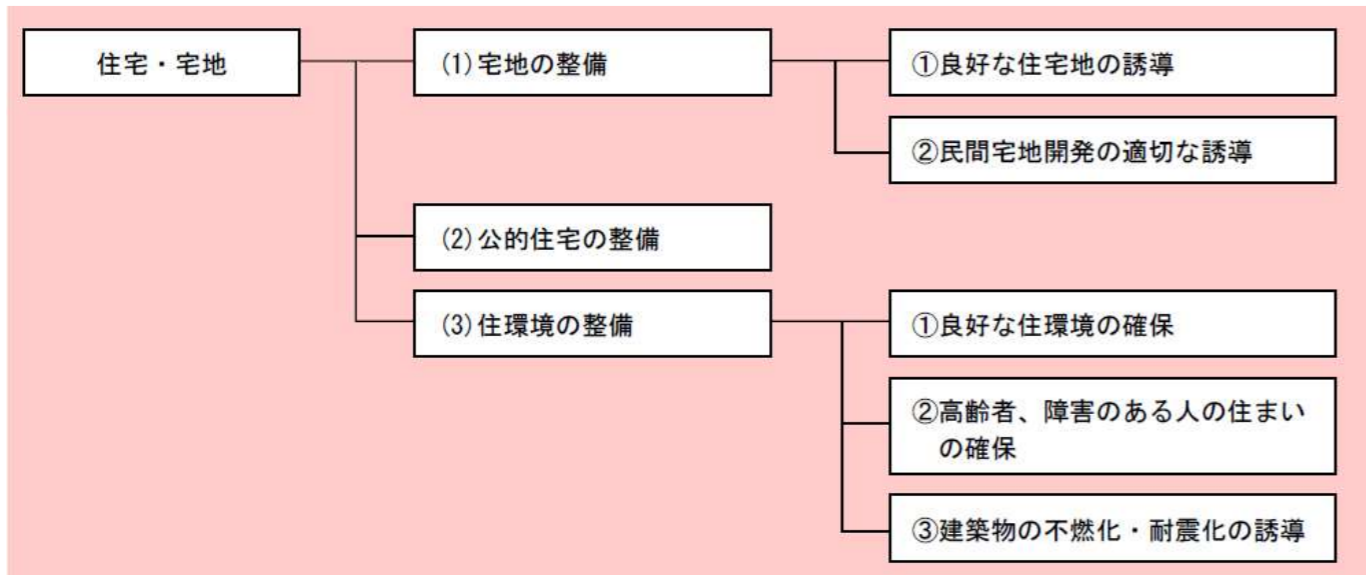
名称	敷地面積 (ha)	戸数	階	建設年
市営中央住宅	0.19	12	2階建	平成元年
市営三ツ木住宅	0.20	10	2階建	昭和63年
市営本町住宅	0.43	1	平屋建	昭和31年

出典 都市計画課資料

●基本方針

住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市住宅マスタープラン（改定）（計画期間：平成29年度から平成38年度まで）  
 武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：平成35年）  
 武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度から）

●施策の内容

(1) 宅地の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 良好な住宅地の誘導	良好な住宅地の形成を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課
② 民間宅地開発の適切な誘導	まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。	○まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市住宅マスタープラン（改定）（計画期間：平成29年度から令和8年度まで）  
 武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：令和5年）  
 武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度から）

●施策の内容

(1) 宅地の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 良好な住宅地の誘導	良好な住宅地の形成を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。	○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課
② 民間宅地開発の適切な誘導	まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。 <u>また、歩きやすい歩道づくりとして、無電柱化を推進します。</u>	○まちづくり条例の運用【再掲】 ◎無電柱化の推進	都市計画課

(2) 公的住宅の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・公的住宅の整備	市営本町住宅については、居住者の理解を得つつ、 <u>順次</u> 住宅の用途の廃止を進めます。他の市営住宅については、 <u>適切な維持管理</u> に努めます。 都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と <u>有効な土地利用の在り方</u> について東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。	◎市営本町住宅の用途の廃止 ○市営三ツ木及び中央住宅の維持管理 ○村山団地 <u>建て替え</u> に関する協議・ <u>提案</u>	<u>企画政策課</u>  都市計画課

(3) 住環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①良好な住環境の確保	良好な住環境を確保するため、地域住民の理解と協力の下、地区に応じた土地利用を誘導します。 また、まちづくり条例等に基づき、地域特性を生かした良好なまちなみの形成を図ります。 市内に所在する空家等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討を行います。	○地区計画制度等の活用 ○まちづくり条例の運用【再掲】 ◎空家等対策の推進  <u>空家等実態把握調査の実施【再掲】</u>	都市計画課  <u>防災安全課・環境課・都市計画課</u>  <u>防災安全課・課税課</u>
②高齢者、障害のある人の住まいの確保	高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや、障害のある人が地域での自立した生活を進めることのできる住まいの確保に努めます。	○都営村山団地シルバーピアの運営【再掲】 ○グループホームの整備促進【再掲】	高齢福祉課 障害福祉課
③建築物の不燃化・耐震化の誘導	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の誘導や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化の促進を図ります。	◎第二次耐震改修促進計画の推進【再掲】 ○木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進【再掲】 ○生け垣設置の奨励【再掲】	都市計画課 産業観光課 環境課

(2) 公的住宅の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・公的住宅の整備	市営本町住宅については、居住者の理解を得つつ、住宅の用途の廃止を進めます。他の市営住宅については、 <u>長寿命化計画に基づき</u> 適切な維持管理に努めます。 都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と <u>多摩都市モノレール延伸を見据えた有効な土地利用の在り方</u> について東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。	○市営本町住宅の用途の廃止 ○市営中央住宅及び三ツ木住宅の維持管理 ○都営村山団地建替 <u>事業</u> に関する協議等	<u>都市計画課</u>

(3) 住環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①良好な住環境の確保	良好な住環境を確保するため、地域住民の理解と協力の下、地区に応じた土地利用を誘導します。 また、まちづくり条例等に基づき、地域特性をいかした良好なまちなみの形成を図ります。 市内に所在する空家や空地等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討を行います。	○地区計画制度等の活用 ○まちづくり条例の運用【再掲】 ○空家等対策の推進  <u>空地の適正管理の推進</u> ○空家等実態把握調査の実施【再掲】	都市計画課  都市計画課  <u>環境課</u> <u>都市計画課・課税課</u>
②高齢者、障害のある人の住まいの確保	高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや、障害のある人が地域での自立した生活を進めることのできる住まいの確保に努めます。	○都営村山団地シルバーピアの運営【再掲】 ○グループホームの整備促進【再掲】	高齢福祉課 障害福祉課
③建築物の不燃化・耐震化の誘導	火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の誘導や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。 また、震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化の促進を図ります。	○第二次耐震改修促進計画の推進【再掲】 ○木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進【再掲】 ○生け垣設置の奨励【再掲】	都市計画課 産業観光課 環境課

ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。

ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	障害者グループホームの入所者数	<u>5人/年(H26)</u> (前期計画)6人	<u>6人/年(H32)</u> (前期計画)8人
指標 2	木造住宅耐震診断の助成件数	<u>2件/年(H26)</u> (前期計画)1件/年	<u>10件/年(H32)</u> (前期計画)10件/年

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	障害者グループホームの入所者数	<u>6人/年(H30)</u>	<u>7人/年(R7)</u>
指標 2	木造住宅耐震診断の助成件数	<u>0件/年(R1)</u>	<u>10件/年(R7)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

5 下水道

●現状と課題

下水道関連の施設は、し尿や生活雑排水を処理することで、清潔で快適な住みよい環境を確保し、水質の浄化を図るための重要な都市基盤です。

本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和 49 年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和 54 年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道として、それぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在で、公共下水道(汚水)の整備率は 97.5%であり、市街地での整備はほぼ完了しています(表 4-7 参照)。

雨水排水施設については、昭和 48 年度に「残堀川水系雨水基本計画」を、平成 18 年度に「空堀川水系雨水整備基本計画」を策定(残堀川水系については平成 15 年度に一部見直し)し、推進しています。特に近年は、局地的な集中豪雨が頻繁に発生する傾向にあることから、計画的な雨水整備を進める必要があります。

下水道管きよについては、震災時における交通機能の確保のため、道路下に埋設されている管きよの耐震化の推進が求められていますが、本市においては、平成 27 年 2 月に策定した「下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震診断を行った結果、重要な幹線等は耐震性能を有していることが確認されています。

下水道整備開始(昭和 49 年度)から 40 年以上が経過しており、将来的には施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、「下水道施設長寿命化計画」を策定し、将来に向けた計画的な改築を推進する必要があります。

表 4-7 公共下水道(汚水)の普及状況 (各年 4 月 1 日現在)

年次	行政区域面積 (ha)	A 認可面積 (ha)	B 処理区域面積 (ha)	B/A×100 (%)
平成 18 年	1,537	1,189	1,141	96.0
19	1,537	1,189	1,141	96.0
20	1,537	1,189	1,141	96.0
21	1,537	1,189	1,141	96.0
22	1,537	1,189	1,141	96.0
23	1,537	1,189	1,159	97.5
24	1,537	1,189	1,159	97.5
25	1,537	1,189	1,159	97.5
26	1,537	1,189	1,159	97.5
27	1,537	1,189	1,159	97.5

(注) 行政区域面積は、現行の事業認可上の数値

出典 道路下水道課資料

4 下水道

●現状と課題

下水道関連の施設は、し尿や生活雑排水を処理することで、清潔で快適な住みよい環境を確保し、水質の浄化を図るための重要な都市基盤です。

本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和 49 年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和 54 年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道として、それぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています。

令和元年 4 月 1 日現在で、公共下水道(汚水)の整備率は 97.5%であり、市街地での整備はほぼ完了しています(表 4-7 参照)。

近年は、局地的な集中豪雨が突発的に発生する傾向にあることから、令和元年度に残堀川右岸排水区の基本設計を実施するとともに、空堀川流域については雨水全体計画を策定し、整備の検討を進めています。

また、大南地区を中心とした空堀川広域排水区については、立川市、東大和市及び本市にまたがる空堀川流域雨水幹線の整備について、東京都が事業着手しました。

下水道管きよについては、震災時における交通機能等の確保のため、道路下に埋設されている管きよの耐震化の推進が求められていますが、本市においては、平成 26 年度に耐震診断を行った結果、重要な幹線等は耐震性能を有していることが確認されています。

下水道整備開始(昭和 49 年度)から 45 年以上が経過し、施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、平成 30 年度に策定した「武蔵村山市下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、計画的な改築等を推進する必要があります。

表 4-7 公共下水道(汚水)の普及状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

行政区域面積 (ha)	A 認可面積 (ha)	B 処理区域面積 (ha)	B/A×100%
1,537	1,189	1,159	97.5

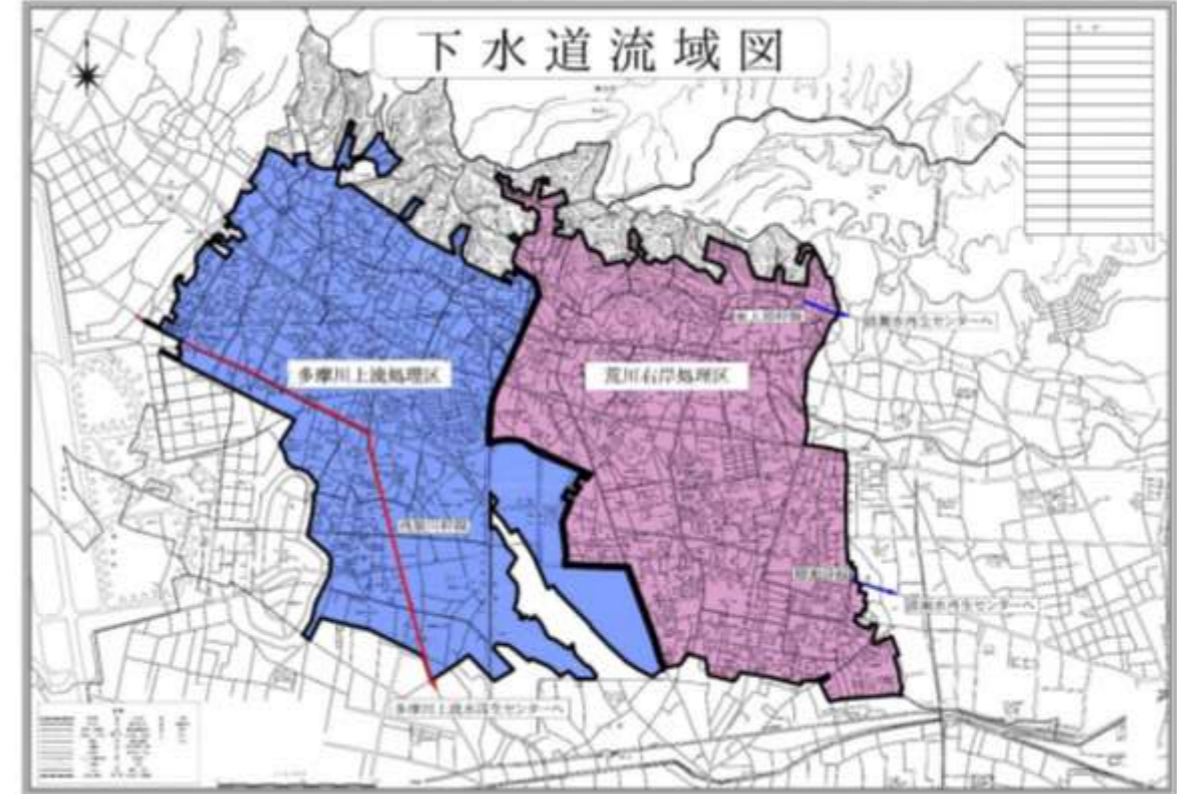
出典 道路下水道課資料

図4-7 下水道流域図



出典 道路下水道課資料

図4-7 下水道流域図

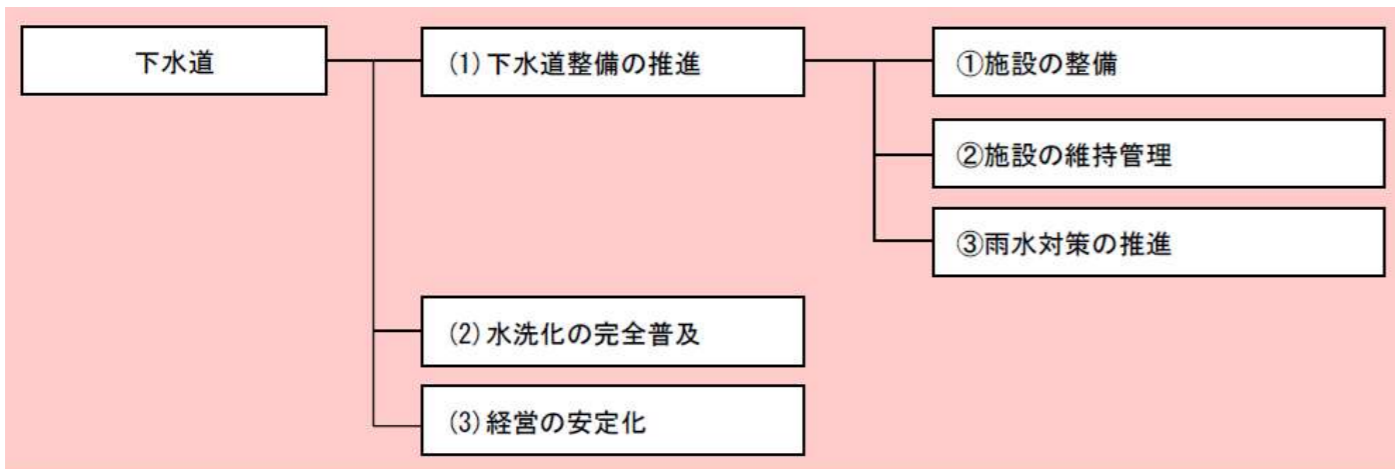


出典 道路下水道課資料

●基本方針

公共下水道については、効率的な維持管理を行い、管きよの老朽化に対応した適切な改築又は修繕によって、施設の長寿命化を図ります。

●施策の体系



●基本方針

公共下水道については、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率的かつ健全な維持管理を行います。

また、雨水排水施設については、近年、集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きよの整備を計画的に進めます。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市下水道プラン（目標年次：平成32年度（中期計画））  
 下水道総合地震対策計画（計画期間：平成28年度から平成30年度まで）  
 下水道施設維持管理計画（計画期間：平成28年度から）

●施策の内容

(1) 下水道整備の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①施設の整備	今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所への管きよの整備を推進します。 また、避難所にマンホールトイレを設置し、災害発生時における下水道機能の確保に努めます。	○管きよ等の整備 ◎マンホールトイレの設置【再掲】	道路下水道課
②施設の維持管理	管きよの現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。 また、下水道管きよ調査、テレビカメラ調査等を実施し、管きよの長寿命化計画を策定し、適切かつ効率的な維持管理を行います。	○下水道施設長寿命化計画の策定 ○管きよの現況調査・補修・清掃	道路下水道課
③雨水対策の推進	総合的な雨水対策を図るため、残堀川水系及び空堀川水系の雨水整備基本計画等を推進し、効率的な雨水処理施設の基盤整備に努めるほか、新たな手法による雨水対策の検討を行います。	○雨水整備基本計画等の検討・推進【再掲】	道路下水道課

(2) 水洗化の完全普及

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・水洗化の完全普及	下水道の供用開始区域内においては、整備効果が円滑に得られるよう、老朽化した借家・アパート等の家主の協力や同意の下、水洗化の完全普及の推進に努めます。	○水洗化の普及啓発	道路下水道課

●関連する計画等

武蔵村山市下水道プラン（目標年次：令和22年度（長期計画））  
 下水道ストックマネジメント計画（計画期間：令和2年度から令和3年度まで）

●施策の内容

(1) 下水道整備の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①施設の整備	今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所への管きよの整備を推進します。	○管きよ等の整備	道路下水道課
②施設の維持管理	管きよの現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。 また、下水道ストックマネジメント実施方針等に基づき、管きよ調査及び調査結果を踏まえた改築等を実施し、適切かつ効率的な維持管理を行います。	◎下水道ストックマネジメント事業の推進 ○管きよの現況調査・補修・清掃	道路下水道課
③雨水対策の推進	抜本的な雨水対策を図るため、大南地区を中心とした空堀川右岸広域排水区において東京都が整備を進めている空堀川流域雨水幹線について、東京都及び関係市と連携し、整備を促進します。 また、他の排水区についても、公共下水道（雨水）の整備を推進します。	○公共下水道（雨水）の整備【再掲】 ◎残堀川流域雨水幹線の整備促進	道路下水道課

(削除)

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

**(3) 経営の安定化**

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・経営の安定化	<u>下水道事業の経営状況をより明確にし、住民等への説明責任を果たして安定した下水道事業経営を図るため、公営企業会計を導入します。</u> <u>また、施設の効率的な維持管理や下水道使用料の適正化に努めます。</u>	◎公営企業会計の導入 ○下水道プランの推進 ○下水道使用料の検討	道路下水道課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	下水道普及率	<u>97.5%(H26)</u> <u>(前期計画)96.0%</u>	<u>98.5%(H32)</u> <u>(前期計画)97%</u>
指標 2	<u>水洗化率</u>	<u>99.5%(H26)</u> <u>(前期計画)98.6%</u>	<u>99.7%(H32)</u> <u>(前期計画)99%</u>
指標 3	<u>公営企業会計の導入</u>	＝	<u>導入(H32)</u>

**(2) 経営の安定化**

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・経営の安定化	<u>将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」を図り、経営課題の抽出を行い、経営状況や資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。</u>	○公営企業会計の導入 ◎経営戦略の策定 ○下水道使用料の検討	道路下水道課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
指標 1	<u>下水道管きよの点検調査実施率</u>	<u>0%(R1)</u>	<u>25%(R7)</u>
指標 2	<u>下水道経営戦略の策定</u>	<u>策定(R2)</u>	<u>推進(R3以降)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

1 廃棄物処理とリサイクル

●現状と課題

本市におけるごみの収集量は、平成 26 年度末現在で、18,231 トンであり、平成 24 年度に一時的な増加は見られたものの、ほぼ横ばい傾向にあります(表 4-8 参照)。

リサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、平成 26 年度の回収率は 96.2%と高い値になっています(表 4-9 参照)。

収集したごみは、小平・村山・大和衛生組合又は廃棄物資源分別事業を実施している民間施設に搬入しています。

小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみのうち、燃やせないごみは破碎をし、燃やせるごみは焼却をした上で、東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し、破碎された燃やせないごみは埋め立て、焼却された後の灰はエコセメント化による再資源化を行っています。

小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設については、老朽化が進んでいるため、延命化と施設整備が喫緊の課題となっています。

平成 25 年度に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行されるなど、3Rを効果的に進める方針が次々と示され、ごみ処理の状況が変化したことを受けて、本市では、平成 26 年 11 月に「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロを目指したまちづくり基本計画)」の修正計画を策定し、廃棄物資源分別事業や拠点回収等を実施することにより、ごみの減量と資源化を進め、循環型社会の形成を推進しています。

また、家庭ごみを減量させる取組として、生ごみの堆肥化を推進していますが、今後は、いわゆる4Rの観点から、更なるごみの減量化に向けた施策を検討する必要があります。

収集したし尿等については、湖南衛生組合のし尿処理場に搬入し処理しています。下水道の普及に伴い、搬入量が減少しているため、現実の搬入量にあわせてし尿処理を行う新処理施設の整備を推進しています。

ごみの最終処分場への搬入量には限りがあること、また、資源の有効活用などの観点から、今後も、ごみの減量と資源化に向けた取組を進めていく必要があります。

表 4-8 ごみ収集状況の推移 (各年度3月31日現在)

年度	収集量(t)					
	総数	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源になるもの		粗大ごみ
				可燃性資源物	不燃性資源物	
平成 17 年度	20,092	12,858	1,553	3,360	1,765	556
18	20,210	13,234	1,356	3,459	1,831	330
19	19,104	12,739	1,053	2,967	2,053	292
20	18,892	12,793	1,073	2,678	2,042	306
21	18,482	12,657	1,025	2,451	2,075	274
22	18,570	12,671	1,072	2,625	1,912	290
23	18,417	12,515	1,091	2,615	1,873	323
24	18,894	12,713	1,148	2,783	1,917	333
25	18,508	12,429	1,060	2,815	1,921	283
26	18,231	12,293	1,045	2,668	1,913	312

出典: ごみ対策課資料

5 廃棄物処理とリサイクル

●現状と課題

本市におけるごみの収集量は、令和元年度末現在で、●●トンであり、平成 24 年度に一時的な増加は見られたものの、近年は減少傾向にあります(表 4-8 参照)。

リサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、令和元年度の回収率は●●%と高い値になっています(表 4-9 参照)。

収集したごみは、小平・村山・大和衛生組合又は廃棄物資源分別事業を実施している民間施設に搬入しています。また、収集したし尿等については、湖南衛生組合のし尿処理場に搬入して処理しています。

小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみのうち、燃やせるごみは焼却をした上で、焼却灰を東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し、エコセメント化による再資源化を行っています。また、燃やせないごみは、小平・村山・大和衛生組合での破碎後、民間処理施設に搬入し、再資源化を行っています。

小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設については、老朽化に伴う施設更新を順次、進めています。(仮称)新ごみ焼却施設の建設時には、近隣の処理施設に広域支援を依頼する予定であり、依頼先の施設周辺住民の理解を得るためにも、更なるごみ減量を推進する必要があります。

また、平成 27 年の国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)において、廃棄物の発生を大幅に削減することが示されるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっています。

今後も、ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4Rの観点から、ごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります。

表 4-8 ごみ収集状況の推移 (各年度3月31日現在)

年度	収集量(t)					
	総数	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源になるもの		粗大ごみ
				可燃性資源物	不燃性資源物	
平成 27 年度	17,930	12,171	899	2,649	1,927	284
28	17,580	11,938	904	2,511	1,917	310
29	17,337	11,857	890	2,379	1,901	310
30	17,332	11,820	922	2,342	1,908	340
令和元年度	集計中					

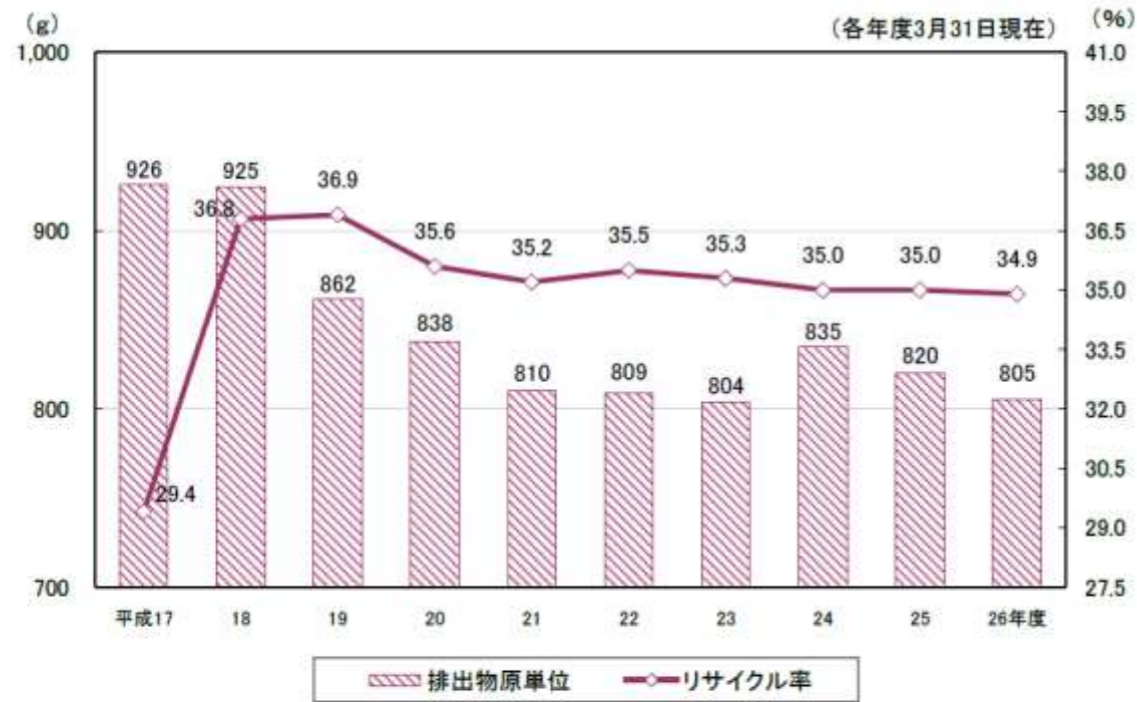
出典: ごみ対策課資料

表 4-9 廃棄物資源分別事業による資源回収状況の推移 (各年度3月31日現在)

年度	搬入量(t)	資源回収量(t)			回収率(%)
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成17年度	5,433	3,360	1,922	5,282	97.2
18	5,551	3,459	1,935	5,394	97.2
19	5,114	2,967	1,910	4,877	95.4
20	4,807	2,678	1,870	4,548	94.6
21	4,597	2,451	1,933	4,384	95.4
22	4,604	2,625	1,837	4,462	96.9
23	4,558	2,615	1,797	4,412	96.8
24	4,764	2,783	1,806	4,589	96.3
25	4,797	2,815	1,803	4,618	96.3
26	4,640	2,668	1,795	4,463	96.2

出典 ごみ対策課資料

図 4-9 市民一人当たりのごみ量とリサイクル率の推移



(注) 平成17年度はエコセメントを含まない

出典 ごみ対策課資料

表 4-9 廃棄物資源分別事業による資源回収状況の推移 (各年度3月31日現在)

年度	搬入量(t)	資源回収量(t)			回収率(%)
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成27年度	4,630	2,649	1,798	4,447	96.0
28	4,484	2,511	1,785	4,296	95.8
29	4,339	2,379	1,790	4,169	96.1
30	4,316	2,342	1,806	4,148	96.1
令和元年度	集計中				

出典 ごみ対策課資料

図 4-9 市民一人当たりのごみ量とリサイクル率の推移 (各年度3月31日現在)

グラフ作成中

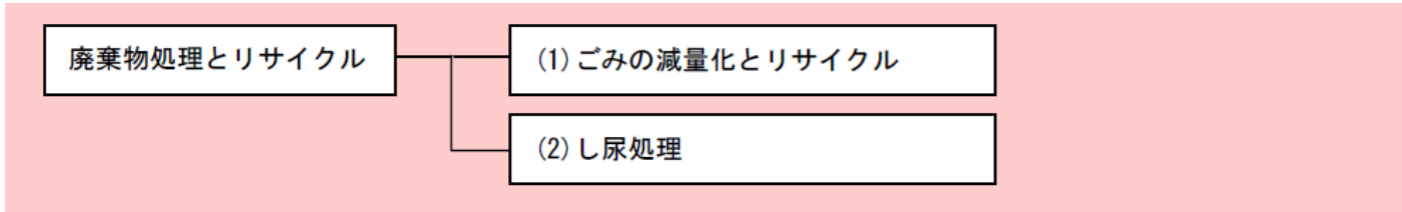
年度	排出物原単位 (g)	リサイクル率 (%)
平成27年度	790	34.5
28	775	34.3
29	765	33.8
30	762	33.8
令和元年度	集計中	

出典 ごみ対策課資料

●基本方針

市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては、一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロを目指したまちづくり基本計画）（改訂版）  
（計画期間：平成26年度から平成29年度まで）

●施策の内容

(1) ごみの減量化とリサイクル

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
ごみの減量化とリサイクル	<p><u>ごみの分別やマイバックの利用促進など、市民や事業者との協働によって、ごみの排出量を抑制するとともに、家庭ごみの有料化について検討を行います。</u></p> <p><u>また、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入する、いわゆる「グリーン購入」をはじめ、集団回収の支援や生ごみのリサイクル方法の検討など、資源の循環を進めます。</u></p>	<p>◎<u>ごみリサイクル方法の検討</u></p> <p>◎<u>ごみ情報システムの導入</u></p> <p>◎<u>家庭ごみの有料化の検討</u></p> <hr/> <p>○資源回収奨励金制度の推進</p> <p>○グリーン購入の推進</p> <p>○廃棄物資源分別事業の推進</p> <p>○<u>生ごみ資源化事業の検証</u></p> <p>○3市共同資源化事業の推進</p> <p>○<u>リサイクル商品や不用品交換についての情報提供</u></p>	ごみ対策課

(2) し尿処理

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
し尿処理	<p>湖南衛生組合のし尿処理施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p><u>また、下水道施設普及に伴い、湖南衛生組合の新処理施設の整備を推進します。</u></p>	<p>◎<u>湖南衛生組合総合整備事業の推進</u></p>	ごみ対策課

●基本方針

市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては、一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成30年度から令和9年度まで）  
武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針（令和2年2月策定）

●施策の内容

(1) ごみの減量化とリサイクル

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①ごみの減量化とリサイクル	<p><u>ごみを出す一人一人が主体的に減量、リサイクルに取り組むことができるよう、情報提供に努めるとともに、事業者等への働きかけを行い、市民や事業者との協働による循環型社会形成の推進に努めます。</u></p> <p><u>また、これまで実施してきた食品ロス対策や啓発活動を継続するとともに、良好な環境の次世代への継承等の観点から、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を進めます。</u></p>	<p>○<u>ごみ分別アプリの運用</u></p> <p>○<u>家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入</u></p> <p>◎<u>食品ロス削減の推進</u></p> <p>◎<u>事業者への働きかけ</u></p> <p>○資源回収奨励金制度の推進</p> <p>○グリーン購入の推進</p> <p>○廃棄物資源分別事業の推進</p> <p>○3市共同資源化事業の推進</p> <p>○<u>ごみの減量・リサイクルの推進に向けた情報提供</u></p>	ごみ対策課

(2) し尿処理

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
し尿処理	<p>湖南衛生組合のし尿処理施設の適正な維持管理に努め、<u>し尿の安定的な処理を行います。</u></p>	<p>◎<u>し尿の安定処理の実施</u></p>	ごみ対策課

●成果指標

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	ごみの発生抑制(排出物原単位) (総排出量÷年度末人口÷年間日数)	<u>805.2g(H26)</u> <u>(前期計画)924.8g</u>	<u>705g(H32)</u> <u>(前期計画)850g</u>
指標 2	ごみのリサイクル率 (総資源化量÷総排出量×100) (注)総資源化量はエコセメントを含む	<u>34.9%(H26)</u>	<u>41.0%以上(H32)</u>

	指標名	現況値	目標値
指標 1	ごみの発生抑制(排出物原単位) (総排出量÷年度末人口÷年間日数)	<u>集計中(R1)</u>	<u>660g(R7)</u>
指標 2	ごみのリサイクル率 (総資源化量÷総排出量×100) (注)総資源化量はエコセメントを含む	<u>集計中(R1)</u>	<u>37.6%以上(R7)</u>

第4章 快適で暮らしやすいまちづくり

第1節 都市基盤

1 モノレール・地域交通

●現状と課題

東京都は、平成 12 年の運輸政策審議会答申第 18 号の目標年次が近づいていることから、交通政策審議会の次期答申に向け、都における今後の鉄道ネットワークの在り方等について調査検討を進め、平成 27 年 7 月に「広域交通ネットワーク計画について」とする検討のまとめを公表しました。当該検討のまとめでは、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸が、整備について優先的に検討すべき路線の一つとして位置付けられ、実現に向けて大きな前進が見られたところです。

このため、多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、モノレールの乗降客を確保するためのまちづくりや乗降客を想定した公共施設などの整備についても検討する必要があります。

図 4-1 多摩都市モノレール市内駅位置想定図



出典 多摩都市モノレール推進担当資料

図 4-2 路線図運行ルート概略

第3章 安全で快適なまちづくり

第3節 地域交通

1 モノレール推進

●現状と課題

国は、平成 28 年 4 月に交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を公表し、当該答申では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸が「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき。」と位置付けられました。

その後、東京都において、平成 30 年度に「鉄道新線建設等準備基金」が創設されたほか、令和 2 年度に箱根ヶ崎方面延伸について現況調査及び基本設計等の予算が計上されるなど、実現に向けて大きな進展が見られたところです。

市としても、延伸後も見据え、引き続き多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、モノレールの乗降客を確保するためのまちづくりや乗降客を想定した公共施設などの整備についても検討する必要があります。

図 4-1 多摩都市モノレール市内駅位置想定図



出典 多摩都市モノレール推進担当資料

交通企画・モノレール推進課資料

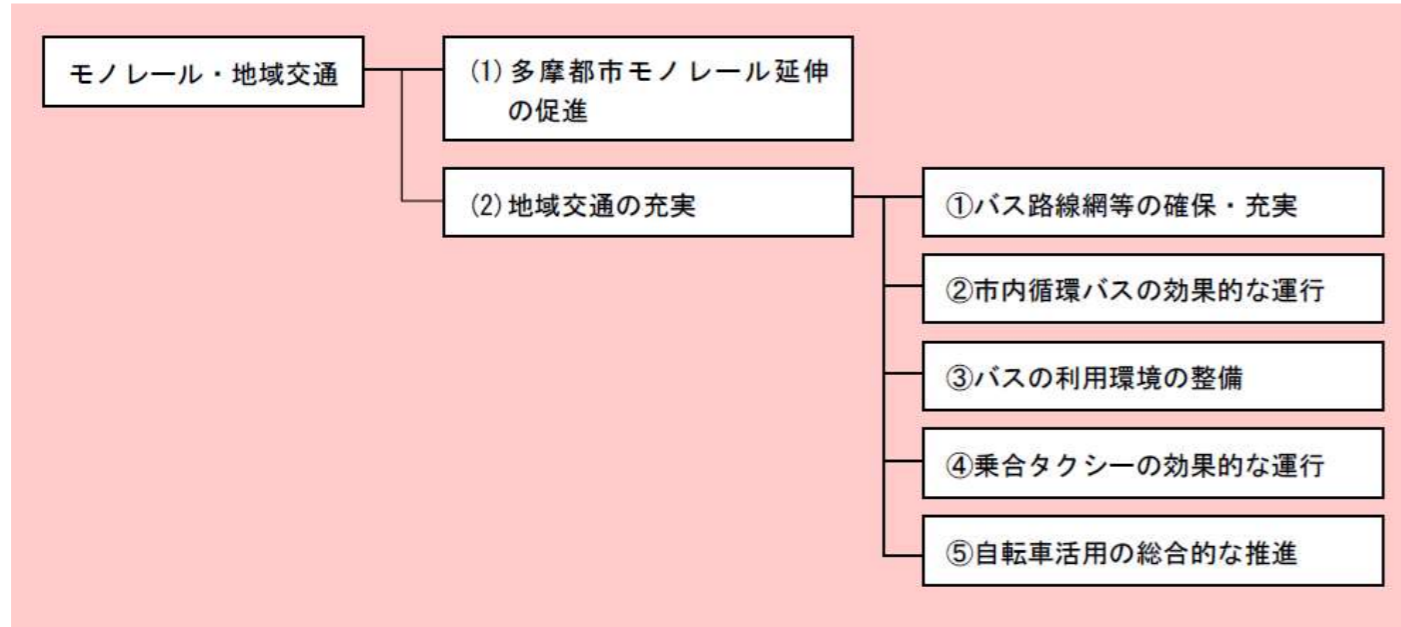
図 4-2 路線図運行ルート概略

●基本方針

多摩都市モノレールについては、その導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、多摩都市モノレールの市内延伸の早期実現に向け、近隣自治体や市民と連携した更なる促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関に対する要請活動を推進します。

また、

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：平成35年）  
新青梅街道沿道地区まちづくり計画

●施策の内容

(1) 多摩都市モノレール延伸の促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・多摩都市モノレール延伸の促進	<p><u>多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間延伸について、早期事業化に向け、市民と市が連携した促進活動を行い、東京都等の関係機関に強く要請していきます。</u></p> <p><u>また、その導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて沿道まちづくりや土地区画整理事業による拡幅部創出を積極的に推進します。</u></p>	<p>○ <u>多摩都市モノレール延伸に関する調査</u>等の実施</p> <p>○市民組織への支援</p> <p>○市民組織と連携した促進活動の実施</p> <p>○各種イベント等の実施</p> <p>○多摩都市モノレール基金・募金の設置</p>	多摩都市モノレール推進担当

●基本方針

多摩都市モノレールについては、将来の需要創出につながるまちづくりも重要であることから、平成30年12月に東大和市及び瑞穂町と共同で策定した「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえたまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。

また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：令和5年）  
新青梅街道沿道地区まちづくり計画（計画期間：平成25年度から）

●施策の内容

(1) 多摩都市モノレール延伸の促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・多摩都市モノレール延伸の促進	<p><u>多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸について、「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえ、将来の需要創出にもつながる沿線のまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備等にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。</u></p> <p><u>また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開</u></p>	<p>○「<u>モノレール沿線まちづくり構想</u>」を踏まえた多摩都市モノレール延伸に関する調査・検討等の実施</p> <p>○市民組織への支援</p> <p>○市民組織と連携した促進活動の実施</p> <p>○各種イベント等の実施</p> <p>○多摩都市モノレール基金・募金の設置</p>	多摩都市モノレール推進担当

		○モノレール関連物品の作成・販売 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用 <hr/> ○都市核地区土地区画整理事業の推進	都市計画課  区画整理課
--	--	---	--------------------

	<u>するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。</u>	○モノレール関連物品の作成・販売 ○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用 <u>◎地区計画制度を用いた沿道まちづくりの推進</u> ○都市核地区土地区画整理事業の推進	都市計画課  区画整理課
--	-----------------------------------	---	--------------------

●成果指標

	指標名	現況値	目標値

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標	<u>多摩都市モノレール延伸に係る事業の推進</u>	推進	推進

現行基本計画

次期基本計画案

1 モノレール・地域交通

●現状と課題

公共交通は、通勤・通学など日常生活に欠かせない存在ですが、本市には軌道交通がなく、市民は、定時性の確保が難しい路線バスや自動車等の利用を余儀なくされています。市民意識調査においては、推進していくべき都市基盤整備として「モノレールの早期延伸」が、他の項目と比較して突出して高くなっており、居住地区別の集計でも「モノレールの早期延伸」が全ての地域で1位を占めています。

また、バス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス(MMシャトル)及び乗合タクシー(むらタク)の効果的な運行を継続的に検討する必要があります。

2 地域交通

●現状と課題

公共交通は、通勤・通学など日常生活に欠かせない存在ですが、本市には軌道交通がなく、市民は、定時性の確保が難しい路線バスや自動車等の利用を余儀なくされています。市民意識調査においては、推進していくべき都市基盤整備として「モノレールの早期延伸」が、他の項目と比較して突出して高くなっており、男女別、年齢別、地域別の集計でも「モノレールの早期延伸」が全て1位を占めています。

一方、バス交通等についてはモノレール延伸まで引き続き市内の主要な交通手段となり、延伸後においても地域交通として重要な役割を担うことから、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス(MMシャトル)及び乗合タクシー(むらタク)の効果的な運行を継続的に検討する必要があります。

図4-1 多摩都市モノレール市内駅位置想定図

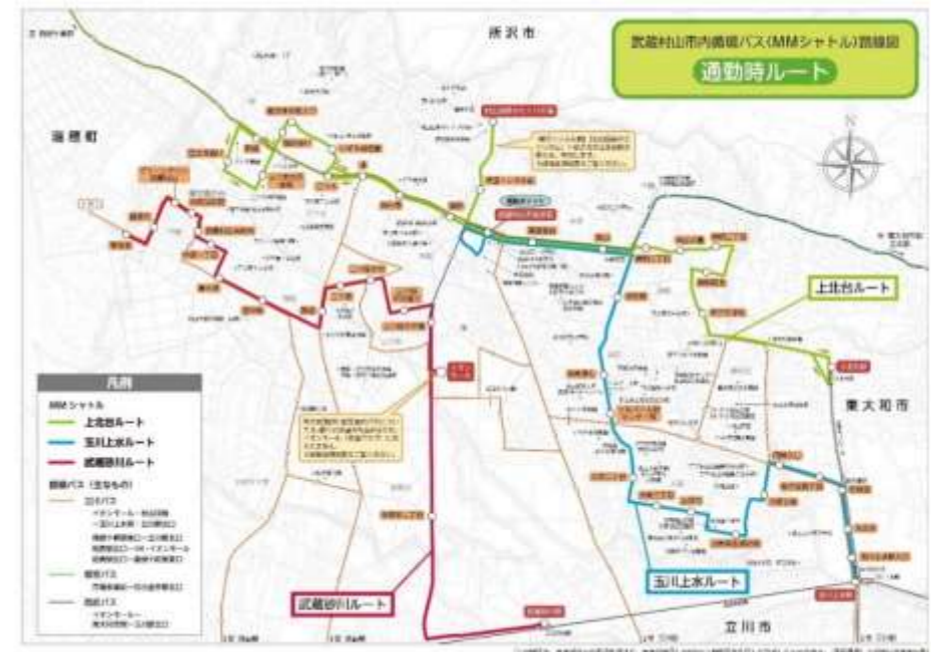
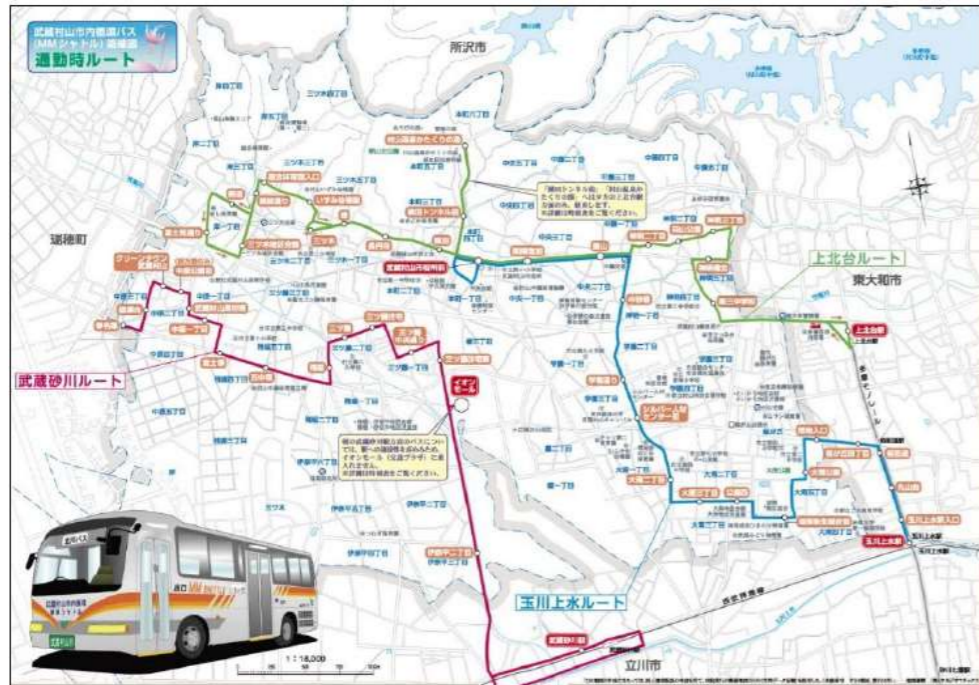
図4-1 多摩都市モノレール市内駅位置想定図

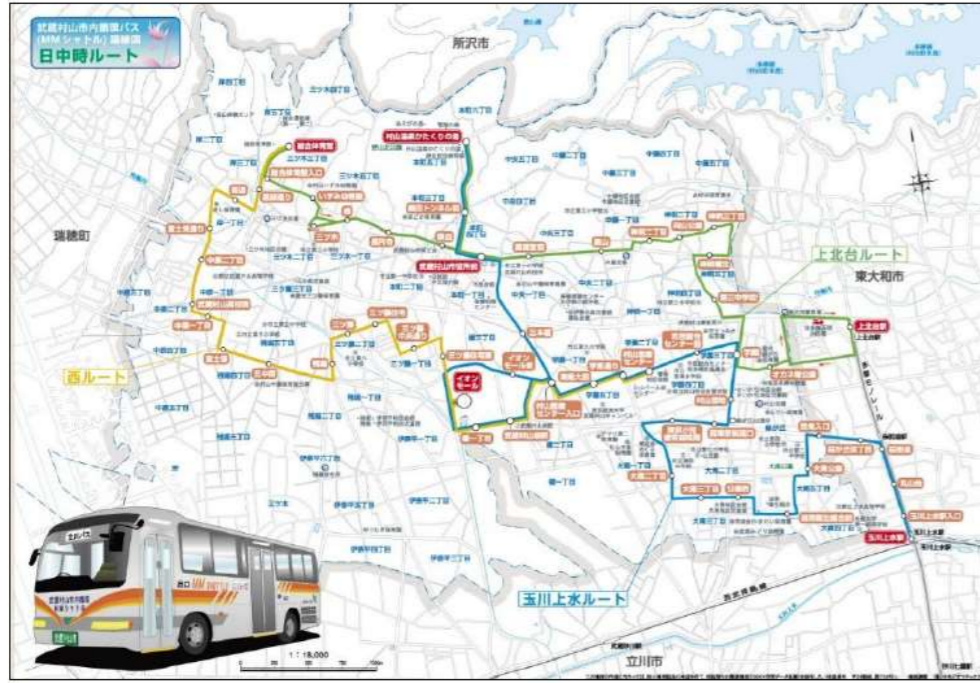
図4-2 路線図運行ルート概略

図4-2 路線図運行ルート概略

ルート名	通勤時	日中時
上北台ルート	上北台駅～市役所～(かたくりの湯)～三ツ木地区会館	上北台駅～市役所～かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	玉川上水駅～市役所	玉川上水駅～イオンモール～市役所～かたくりの湯
武蔵砂川ルート	武蔵砂川駅～(イオンモール)～春名塚	—
西ルート	—	村山医療センター～武蔵村山病院～イオンモール～総合体育館

ルート名	通勤時	日中時
上北台ルート	上北台駅～市役所～(かたくりの湯)～三ツ木地区会館	上北台駅～市役所～かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	<u>玉川上水～大南公園</u> <u>～シルバー人材センター～市役所</u>	玉川上水駅～大南公園～イオンモール～市役所～かたくりの湯
武蔵砂川ルート	<u>武蔵砂川駅～(イオンモール)</u> <u>～三ツ藤住宅～春名塚</u>	—
西ルート	—	村山医療センター～武蔵村山病院～イオンモール～総合体育館





出典 都市計画課資料

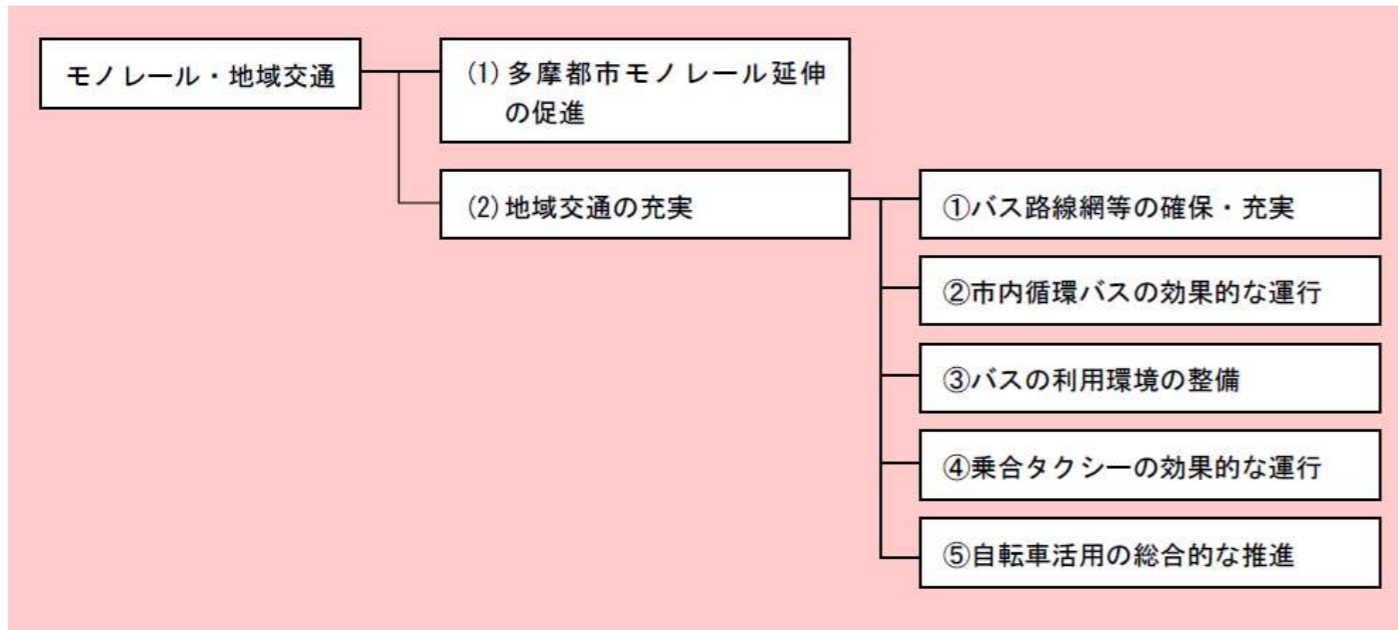


出典 交通企画・モノレール推進課資料

●基本方針

バス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス(MMシャトル)及び乗合タクシー(むらタク)の効果的な運行の推進に努めます。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)(目標年次:平成35年)

●基本方針

バス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス(MMシャトル)及び乗合タクシー(むらタク)の効果的な運行の推進に努めます。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)(目標年次:令和5年)

●施策の内容  
 (2) 地域交通の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①バス路線網等の確保・充実	多様化する交通需要や幹線道路の整備状況にあわせ、新規路線の運行、既存路線の運行の充実や運行本数の増強等を関係事業者に要請するとともに、バス事業者やタクシー事業者等と連携し、交通利便性の向上に努めます。	○バス事業者等との調整 ○都営バス路線維持経費の負担	都市計画課
②市内循環バスの効果的な運行	まちづくりの整備状況や利用者の声を勘案しながら、関係機関と連携し、効果的な運行の改善を図ります。	○バス路線等の検討 ○運行経費の補助 ○車両購入の補助	都市計画課
③バスの利用環境の整備	高齢者や障害のある人をはじめとして、誰もが安心して乗り降りできるよう、ノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請します。 また、市内循環バスについては、 <u>随時</u> 、老朽化した車両の買替えを行い、利用者の利便性の向上等を図ります。	○市内循環バス車両の買替えの推進	都市計画課
④乗合タクシーの効果的な運行	対象地域の交通需要や利用者の声などを勘案しながら、効果的な運行の改善を図ります。	○運行改善に向けた検討	都市計画課
⑤自転車活用の総合的な推進	自転車の利用環境における課題の抽出を行い、自転車の利用促進に向けた検討を行います。	◎ <u>自転車の利用促進に関する基本方針の策定</u>	都市計画課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	市内循環バスの 1 便当たりの年平均輸送人員	<u>5 人/(H26)</u>	<u>6 人(H32)</u>
指標 2	乗合タクシーの利用者数	<u>3,520 人/年(H26)</u>	<u>4,500 人/年(H32)</u>

●施策の内容  
 地域交通の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①バス路線網等の確保・充実	多様化する交通需要や幹線道路の整備状況にあわせ、新規路線の運行、既存路線の運行の充実や運行本数の増強等を関係事業者に要請するとともに、バス事業者やタクシー事業者等と連携し、交通利便性の向上に努めます。	○バス事業者等との調整 ○都営バス路線維持経費の負担	都市計画課
②市内循環バスの効果的な運行	まちづくりの整備状況や利用者の声を勘案しながら、関係機関と連携し、効果的な運行の改善を図ります。	○バス路線等の検討 ○運行経費の補助 ○車両購入の補助	都市計画課
③バスの利用環境の整備	高齢者や障害のある人をはじめとして、誰もが安心して乗り降りできるよう、ノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請します。 また、市内循環バスについては、 <u>走行距離等を踏まえ</u> 、老朽化した車両の買替えを行い、利用者の利便性の向上等を図ります。	○市内循環バス車両の買替えの推進	都市計画課
④乗合タクシーの効果的な運行	対象地域の交通需要や利用者の声などを勘案しながら、効果的な運行の改善を図ります。	○運行改善に向けた検討	都市計画課
⑤自転車活用の総合的な推進	自転車の利用環境における課題の抽出を行い、自転車の利用促進に向けた検討を行います。	○ <u>自転車利用促進に向けた検討</u>	<u>交通企画・モノレール推進課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	市内循環バスの 1 便当たりの年平均輸送人員	<u>集計中/(R1)</u>	<u>調整中人(R7)</u>
指標 2	乗合タクシーの利用者数	<u>集計中/年(R1)</u>	<u>調整中人/年(R7)</u>